

目 次

第 1 号 12月9日(月曜日)

令和6年度下郷町議会12月会議会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
諸般の報告	3
行政報告及び町長提案理由の説明	3
令和6年度所管事務調査報告	8
散会	8

第 2 号 12月10日(火曜日)

令和6年度下郷町議会12月会議会議録(第2号)	1 1
議事日程第2号	1 2
開議	1 3
一般質問	1 3
大竹浩治君	1 3
渡部 哲君	1 4
湯田純朗君	1 8
星 和志君	2 7
散会	3 3

第 3 号 12月11日(水曜日)

令和6年度下郷町議会12月会議会議録(第3号)	3 5
議事日程第3号	3 6
開議	3 7
一般質問	3 7
山名田久美子君	3 7
星 邦一君	4 6
猪股謙喜君	5 4
日程の追加	6 0
会議日程の変更について	6 0
散会	6 0

第 4 号 12月12日(木曜日)

令和6年度下郷町議会12月会議会議録(第4号)	6 3
-------------------------------	-----

議事日程第4号	64
開議	65
報告第12号 専決処分の報告について (専決第3号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第6号))	65
報告第13号 専決処分の報告について (専決第4号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第7号))	66
議案第24号 南会津地方環境衛生組合の解散について	69
議案第25号 南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分について	70
議案第26号 南会津地方環境衛生組合規約の変更について	70
議案第27号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について	71
議案第28号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について	72
議案第29号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第8号)	75
議案第30号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)	75
議案第31号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)	75
議員提出議案第3号 下郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定について	86
日程の追加	87
町長提案理由の説明	87
議案第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	89
議案第33号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について	91
議案第34号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について	92
議案第35号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第9号)	92
議案第36号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	92
議案第37号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)	93
議案第38号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号)	93
議案第39号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)	93
散会	96

令和6年度下郷町議会12月議会会議録第1号

招集年月日	令和6年12月9日			
本会議の日程	令和6年12月9日から12月12日までの4日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和6年12月9日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和6年12月9日	午前10時30分	議長 湯田健二
応招議員	1番	渡部 哲	2番	星 昌彦
	3番	佐藤 勤	4番	湯田 純朗
	5番	猪股 謙喜	6番	小玉 智和
	7番	大竹 浩治	8番	星 和志
	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
	11番	星 能哲	12番	湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番	渡部 哲	2番	星 昌彦
	3番	佐藤 勤	4番	湯田 純朗
	5番	猪股 謙喜	7番	大竹 浩治
	8番	星 和志	9番	星 邦一
	10番	山名田 久美子	11番	星 能哲
	12番	湯田 健二		
欠席議員	6番 小玉 智和			
会議録署名議員	11番 星 能哲		1番 渡部 哲	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副町長	室井 哲
	参事兼総務課長	湯田 英幸	総合政策課長	佐藤 英勝
	税務課長兼会計管理者	玉川 清美	町民課長	星 敦史
	健康福祉課長	湯田 浩光	農林課長	猪股 朋弘
	参事兼建設課長	玉川 武之	教育長	湯田 嘉朗
	教育次長	只浦 孝行	農業委員会事務局長	大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	荒井 康貴	書記	室井 徳人
	書記	玉川 和哉		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年度下郷町議会12月会議議事日程（第1号）

期日：令和6年12月9日（月）午前10時開議

- 開 議
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
11番 星 能 哲
1番 渡 部 哲
- 日程第 2 会議日程の報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び町長提案理由の説明
- 日程第 5 令和6年度所管事務調査報告
(1) 総務文教常任委員会
(2) 産業厚生常任委員会
- 散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力お願いします。

ただいまの出席議員は11名であります。6番、小玉智和君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年度下郷町議会12月会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番、星能哲君及び1番、渡部哲君を指名いたします。なお、両君には、本会議の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会において、お手元に配付してあります会議日程表のとおり、本日から12月13日までの5日間とすることで決定されたことを報告いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（湯田健二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に、本年度9月会議から12月会議までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましても、お手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

日程第4 行政報告及び町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 日程第4、行政報告及び町長提案理由の説明を行います。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。なお、この際、当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。本日ここに令和6年度下郷町議会12月会議の開催に当たり、議員各位におかれましてはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、報告2件、議案8件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、文部科学大臣によるスポーツ推進委員功労者表彰に町スポーツ推進委員会会長を務める玉川森男氏が選ばれ、12月3日、町教育委員会から表彰の伝達がなされました。玉川氏は、平成元年から現在まで35年の長きにわたり、現在でいうスポーツ推進委員を歴任され、平成24年からは同委員会の会長として自ら事業の立案、運営に携わり、町のスポーツ振興に尽力された功績が高く評価され、表彰に至りました。これまでの多大なご功績とご苦勞に対し敬意を表しますとともに、今後ともその豊かな経験を基に、より一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

次に、10月22日、郡山市で開催されました全国食生活改善推進員協議会大会において、下郷町食生活改善推進委員会が南・賀屋賞を受賞しました。南・賀屋賞は、食生活改善を通じた健康づくり活動を積極的に行い、地域の健康づくり推進に貢献した団体に送られる最高位の賞であり、年に1度、全国で5団体のみが表彰されるものであります。町食生活改善推進委員会は、43年間にわたり、地域における食生活上の課題解決に向け、幅広い世代への調理実習や啓発活動を実施し、新型コロナウイルス蔓延時期には新しい生活様式を取り入れた食育活動を行うなど、地域に寄り添った地道な活動が評価され、このたびの受賞に至りました。お祝いを申し上げますとともに、今後とも地域に根づいた活動を展開していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、最近の主な出来事についてご報告させていただきます。去る10月12日には、第30回全国消防操法大会が宮城県総合運動公園で開催され、下郷町消防団として、第3分団第6部大内班が出場いたしました。各都道府県の代表として47団体が出場し、関係者を含め約5,000人が参加しました。全国消防操法大会は、地域防災力の要として活動している消防団の代表が小型ポンプの部とポンプ自動車の部に分かれ、操法技術を争う大会であります。大内班は、郡、県の地方大会を勝ち抜き、全国大会への出場権を獲得、町内初の福島県代表として悲願の全国大会出場を果たしました。大内班は、訓練で培った技術と団の絆で正確な送水を披露し、惜しくも入賞とはなりませんでしたが、全国大会という大舞台で下郷町消防団の名を全国にとどろかせました。

同日、第2回下郷ヒカリとふるさとマルシェ軽トラ市が町役場前駐車場で開催されました。町商工会イベント実行委員会の主催で行われ、町の農産物や特産品などの販売のため、21店舗が出店しました。来場者は秋の恵みに舌鼓を打ち、約1,350名が来場されました。

また、同じく町商工会イベント実行委員会の主催によります観音沼森林公園ライトアップ事業が10月後半の2週間、週末の金曜日と土曜日、延べ4日間行われました。これ

は、観音沼周辺の紅葉をライトアップしたもので、水面に映る鮮やかな紅葉の景色は神秘的で、圧巻でありました。天候には恵まれませんでした。約500人の観光客が訪れました。

10月5日から19日にかけて、第11回市町村対抗福島県ソフトボール大会が相馬市で開催されました。この大会は、郷土愛の醸成とソフトボールの普及を図ることを目的に毎年開催され、県内54市町村の代表チームがふるさとの誇りを胸に出場しました。下郷町チームは、初戦の鮫川村に勝利すると、その後順調に勝ち抜き、準決勝では福島市と対戦し、下郷町らしい粘り強い戦いで、惜敗はしましたが、第2回大会以来の3位入賞という輝かしい成績を収めました。

10月20日から27日にかけて、第31回福島県中学校新人野球大会が県内各会場で開催されました。各地区大会を勝ち抜いた16校が出場しました。南会津、全会津大会を制し、下郷中学校野球部は順当に駒を進め、準決勝で棚倉中学校に勝利し、決勝へ進出、決勝では石川義塾中学校との接戦の末、零対1で惜敗しましたが、県大会準優勝というすばらしい成績を収めました。今シーズンにおける消防活動やスポーツにおける活動は目覚ましく、町民に勇気と希望を与えるものでした。

次に、福島県内の令和6年度における主食用米の予想収量は10アール当たり569キロで、平年を16キロ上回り、過去15年で最高となる見込みであります。東北農政局の分析でも、田植期以降は天候に恵まれとしており、平年の終了を100とした作況指数も102で、やや良となっています。米の価格高騰や米不足が騒がれる中、明るい話題となりました。

それでは、本会議に提案いたします報告2件、議案8件についてご説明を申し上げます。報告第12号 専決処分の報告について（専決第3号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第6号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,178万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億9,216万1,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、本補正につきましては、去る10月27日に執行されました衆議院議員総選挙につきまして、県選挙管理委員会より令和6年10月1日付で同選挙が執行される見込みである旨の通知があったことから、その執行に要する経費を計上させていただきます。

歳出でございますが、総務費、衆議院議員総選挙費におきまして、執行に要する人件費及び物件費等の合計で1,178万9,000円を計上し、歳入におきましては、その財源として県支出金、衆議院議員総選挙委託金を歳出と同額の1,178万9,000円計上しております。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年10月1日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第13号 専決処分の報告について（専決第4号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第7号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ577万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億9,793万6,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、本補正につきましては、令和6年9月議会で専決処分の報告をさせていただきました防災無線の落雷被害による修繕について、追加の費用を計上させていただきます。

歳出でございますが、総務費、文書広報費におきまして、防災無線中山中継局等の落雷被害による修繕料を577万5,000円を計上し、歳入におきましては、その財源として諸収入、建物災害共済金を歳出と同額の577万5,000円計上しております。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年10月7日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

議案第24号 南会津地方環境衛生組合の解散について、議案第25号 南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分について、議案第26号 南会津地方環境衛生組合規約の変更について及び議案第27号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてでございますが、南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合は、これまで別組織として運営しておりましたが、事務の効率化と構成町村に係る負担軽減等、将来を見据えた複合的な広域行政の推進を図ることを目的に管理者会などで協議、検討を重ね、令和5年11月22日開催の合同管理者会において、両組合の事務局局を集約することが決定されました。令和7年4月1日付で南会津地方広域市町村圏組合へ南会津地方環境衛生組合の事務を承継することに伴い、令和7年3月31日をもって南会津地方環境衛生組合を解散し、全ての財産を南会津地方広域市町村圏組合へ帰属させるため、地方自治法第286条第1項、第288条及び第289条の規定に基づき、当組合を構成する全ての町村議会の議決が必要となることから、ご提案を申し上げます。

議案第28号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、公園内行為許可基準を定めることにより、大川ふるさと公園利活用の多様化に対応するとともに、利用時間や料金体系の見直しを図り、円滑な運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第8号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ4,534万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億4,328万4,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、本補正につきましては、ガバメントクラウド接続及びネットワーク運用管理補助業務、令和7年度中学校教科書全面改訂に伴う教員用指導書等の購入に要する経費の計上のほか、各事業の精査による見込額及びその財源の計上など所要の補正を行い、また令和7年度予算計上を予定している事業の円滑な執行等を目的とした債務負担行為の設定を行うものでございます。

それでは、主な補正について、歳出予算から款を追ってご説明を申し上げます。総務費でございますが、合計で737万9,000円を増額するものであります。交通対策費では、事業費の確定により地方路線バス運行委託料を110万9,000円増額計上し、歳入におきまして、県支出金、市町村バス運行費県補助金を36万9,000円、繰入金、過疎対策基金繰入金を70万円それぞれ増額計上しております。

諸費では、令和7年11月予定の標準準拠システム移行に向けたガバメントクラウドへの接続回線及びネットワーク領域の構築等に係る委託料627万円を計上し、歳入におきましては、国庫出資金、デジタル基盤改革支援補助金を歳出と同額の627万円計上しております。また、同事業に係る令和7年度分の早期執行のため、本補正におきまして858万

7,000円を限度額とした債務負担行為を設定しております。

民生費でございますが、合計で704万9,000円を増額するものでございます。老人福祉費では、介護保険特別会計における見込額の精査により、介護給付費繰出金を361万7,000円増額計上しております。

児童福祉総務費では、子宝祝金及び入学祝金事業の完了により予算の整理を行い、児童措置費におきましては、見込額の精査により保育所広域入所委託料を502万8,000円増額計上し、歳入では、国庫支出金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金を234万2,000円、県支出金、子どものための教育・保育給付費県負担金79万4,000円をそれぞれ増額計上しております。

衛生費でございますが、予防費におきまして、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る単価と個人負担額の決定及び接種見込み者数の精査により、委託料を738万1,000円増額計上し、歳入では、国庫出資金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金を747万円計上しております。

農林水産業費でございますが、合計で1,861万円を増額するものでございます。農業委員会費では、農地利用最適化推進委員の活動実績等に応じて支払う能率額報酬を166万1,000円増額計上し、歳入では、その能率額報酬等の財源として県支出金、農地利用最適化交付金206万2,000円を増額計上しております。

また、次年度からの農業委員会新体制において使用するタブレット端末等に係る備品購入費142万円を計上しております。

農業振興費では、農用地利用集積推進事業補助金1,459万3,000円を増額計上となっております。これは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、利用権の設定が義務づけられたことによるものでございますが、今年度は水田台帳のシステム一元化に伴う利用権設定の徹底を図ったことによるものでございます。

地域集積協力金につきましては、申請可能地区の増に伴い、地区に対して交付される協力金200万2,000円を増額計上し、歳入では、県支出金、農地集積・集約化対策事業費補助金を歳出と同額の200万2,000円計上しております。

土木費でございますが、道路維持費において、現在契約中のロータリー除雪車購入に係る町債について、過疎対策事業債から緊急自然災害防止対策事業債への振替による財源内訳の補正を行うものでございます。除雪車購入につきましては、令和5年3月会議において契約の議決をいただいたところでございます。しかし、その後、除雪車両製造会社における性能検査に関して不適切な行為が発覚し、その内容が当該契約にも関係するものであったことが確認されました。町といたしましては、関係先等の協議を重ね、しかるべき対応を取ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

消防費でございますが、非常備消防費において、南会津地方広域市町村圏組合における指令システム機能維持更新事業に係る町債について、防災対策事業債から緊急防災・減災事業債への振替による財源内訳の補正を行うものでございます。

教育費でございますが、合計で552万8,000円を増額するものでございます。小学校管

理費では、電気料等の見込額の精査により光熱水費を190万2,000円増額し、中学校教育振興費では、令和7年度中学校教科書全面改訂に伴う教員用指導書等の購入に係る消耗品費331万7,000円を計上しております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため予備費を減額し、調整をしております。

次に、歳入予算のうち、これまで説明を申し上げました項目以外の主なものについてご説明を申し上げます。寄附金でございますが、去る10月10日に芦ノ原区、渡部善正氏より10万円の寄附をいただいたことから、同額を計上するものでございます。

諸収入でございますが、総務文教及び産業厚生常任委員会でご説明を申し上げました下郷町土地改良区の解散に伴う残余金の見込額90万円を計上するものでございます。

また、債務負担行為でございますが、令和7年度の公共施設等の浄化槽維持管理業務の円滑な執行のため、1,443万円を限度額として設定するものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第30号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2,083万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億766万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、給付事業の見込額の精査に伴い、保険給付費を増額計上し、それに伴いまして、歳入では国庫支出金等の財源を増額計上し、予備費により収支を調整するものでございます。

議案第31号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）でございますが、議案第29号における一般会計債務負担行為と同様に、令和7年度における農業集落排水処理施設維持管理業務の円滑な執行のため、406万1,000円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。

以上、本会議にご提案いたしました議案についてご説明を申し上げました。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明をいたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第5 令和6年度所管事務調査報告

○議長（湯田健二君） 日程第5、令和6年度所管事務調査報告の件を議題とします。

この件につきましては、会議規則第76条の規定に基づき、別紙のとおり、総務文教、産業厚生各常任委員会より報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

再開本会議は12月10日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これにて散会します。

ご苦労さまでした。（午前10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月9日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和6年度下郷町議会12月議会会議録第2号

招集年月日	令和6年12月9日			
本会議の日程	令和6年12月9日から12月12日までの4日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和6年12月10日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和6年12月10日	午前11時55分	議長 湯田健二
応招議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番 湯田 純朗
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番 湯田 純朗
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	11番 星 能哲	1番 渡部 哲		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 佐藤 英勝
	税務課長兼会計管理者 玉川 清美	町民課長 星 敦史	健康福祉課長 湯田 浩光	農林課長 猪股 朋弘
	参事兼建設課長 玉川 武之	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 只浦 孝行	農業委員会事務局長 大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 玉川 和哉	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年度下郷町議会12月会議議事日程（第2号）

期日：令和6年12月10日（火）午前10時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
散	会	

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（湯田健二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 議席番号7番、大竹浩治です。一般質問通告書に基づき、質問させていただきます。よろしく願い申し上げます。

町制施行70周年を迎えるに当たり、式典等の行事についてお伺いいたします。下郷町は昭和の大合併により、昭和30年4月1日に檜原町、そして旭田村、江川村の1町2村が合併、誕生し、来年、令和7年には70周年を迎えることとなります。戦後の復興に当たり、先人たちは農林業の振興の下、本町発展の原動力となり今日に至りました。この間、高度成長期を迎え、国策事業の大川ダム、そして電源開発による大川ダムの完成等により、本町は活性化されてきました。近年は、甲子トンネルの開通や、高規格道路会津縦貫南道路4工区の整備着工と、その姿は日に日に形になってきており、本町も大きく変革を迎えようとしています。

一方、合併時の人口は約1万5,000人ほど、現在は約5,000人を割るような状況になってきました。このような中、先人、先輩たちがつくり上げた経緯と、今後の町政発展の思いを新たにするためにも、町制施行70周年記念行事を実施する意義があると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、大竹浩治議員のご質問にお答えします。

町制施行70周年を迎えるに当たり、式典等の行事についてでございますが、昭和30年4月1日、檜原町、旭田村、江川村が明るい活力のある町を目指し誕生した下郷町は、諸先輩はもとより、各関係機関をはじめ関係団体の各位のご指導、ご支援により町政を大きく進展させ、来年度、町制施行70周年の節目の年を迎えます。

議員おただしの式典等の行事につきましては、本町では過去の各周年の節目の年には記念式典を実施してきた経緯がございます。平成27年度に実施しました町制施行60周年記念式典では、招待者など約300名をお招きし、町功労者への表彰や公共事業関係者への感謝状の贈呈などを行い、諸先輩方のご苦勞等に対し、感謝の意を表したところであり

ます。また、第2部として、山形由美氏のフルート演奏や、さらなる本町の魅力を発信するための町のプロモーション映像の発表、しもごろ一町公認キャラクター認定式を行いました。第3部では、多くの町民の方にもご来場いただき、元宮崎県知事タレント、東国原英夫氏にご講演をいただきました。

式典等の行事につきましては、町制施行70周年を迎える令和7年度は、町政発展のさらなる飛躍の年とするため、本町においても過去に実施した周年行事の内容や、また他市町村の例も参考にしながら検討しているところでございます。その実施に当たりましては、議員の皆様方にもご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） どうもご答弁ありがとうございました。とにかくこれ、10年ほど前は約300名、そして感謝状贈呈とか、そして記念講演等も行って、大変大きな、年間を通しての一番、結構大きな行事等になるかと思います。

そこで、やはり今町長さんがご答弁ありましたように、あまり華美にもならず、財源等もありますので、他町村の例をやはり鑑みながら、そして先人たちの本当ご労苦、そして今後、何とかこの人口減少という中で下郷町も活性化していければと、この踏み台にしていければというようなことで、検討しており、進めたいとご回答がありました。その中で、まず一番調整して苦勞するのは、やはり年間行事等でどこに入れるかというようなこともあろうと思いますが、その辺もなお慎重にご検討いただきまして、できればありがたく存じます。本当にご回答いただきましてありがとうございます。

ご回答いただきましたので、以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯田健二君） 答弁よろしいですね。

○7番（大竹浩治君） はい。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで7番、大竹浩治君の一般質問を終わります。

次に、1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） おはようございます。議席番号1番、渡部哲です。今日は、ナラ枯れ対策について質問したいと思って通告しました。

最近、ある林業関係の仕事に携わっている人から指摘されるのですが、コナラやミズナラなどの木が半分以上枯れているということで、ここ二、三年のうちに木が倒れたり、枝が落ちたりと起こりやすい状況です。道路に木が倒れ、車に被害を加えたり、また電話線や送電線などに大木が倒れば、大きな被害になりかねません。それと同時に、人命に関わるような事故が起こった場合、責任問題が発生すると思います。今年の春に、神奈川県のあるキャンプ場で木が倒れて、大きな問題になりました。我が下郷町では、特に甚だしいのは、広域消防署の対岸などは大分ひどい状況であり、いずれ何年か後に木が倒れて落下し、走っている会津鉄道に被害を及ぼすかもしれません。

原因がカシノナガキクイムシ、通称カシナガが木をむしばんでいるために、被害が大きくなっています。できれば町当局に至急に調査してもらい、殺虫剤や木を切る方法などで駆除してもらう方法などの対策を取ってほしいと思いますが、町長さんのお考えをお伺いします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 町長、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、渡部哲議員のご質問にお答えします。

ナラ枯れ対策についてでございますが、議員おただしのとおり、当町においてもカシノナガキクイムシ、通称カシナガによるナラ枯れの被害が拡大しております。町では平成29年度から、塔のへつり地区や中山風穴第6指定地付近においては、被害樹木への薬剤注入による樹幹注入事業や、被害木を伐倒し薬剤薫蒸により駆除を行う伐倒薫蒸事業により、被害対策を実施してまいりました。令和3年度から令和4年度にかけては、当時被害が拡大傾向にあった弥五島地区や白岩地区等において、被害の拡大防止に向けたおとり丸太による誘引捕殺事業を実施し、県内他の自治体に先駆けて被害防止拡大に努めてきたところでございます。

そもそもカシナガは在来種であり、以前は散発的な被害でもございましたが、1990年代以降は全国的に被害が拡大の一途をたどっております。この理由につきましては、様々な要因がございますが、大きくは次の2点が挙げられます。まず、1点目といたしましては、薪炭林としての使用がなくなり、繁殖に適した大きさの樹木が増加したこと。2点目といたしましては、地球温暖化によりカシナガが越冬しやすい環境になってきていることが挙げられます。

ご指摘のとおり、今後伐倒等による主要道路や鉄道沿線など、様々な箇所では被害が想定されますので、危険木等の管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、質問にありました広域消防署下郷出張所の裏側、対岸側の地域につきましては、本年度に入り被害状況が著しく、庁舎からも確認できることから、8月に南会津農林事務所と町内外の被害状況や今までの事業状況等について協議も行いました。同箇所は、落石防止の保安林に指定されているとともに、鉄道付近においては伐採が一部禁止されているエリアでもございます。町でも落石防止保安林としての機能脆弱化を懸念していることから、補助治山事業の実施に向け、過去にも南会津農林事務所への事業要望を提出していた経緯もございますし、次年度要望の際には落石対策の一環として、実現に向け引き続き要望してまいりたいと思います。

なお、カシナガ被害については、町単独での対策が非常に困難であります。引き続き関係機関と連携し、被害減少に向けた取組を検討し、会津総合開発協議会南会津地方部会を通じて、カシナガに関する広域的な対応の必要性を県へ継続要望しております。

また、大きな理由にも挙げましたように、森林所有者の関心の低下によります管理不足が懸念されておりますことから、町といたしましては国の森林環境譲与税や県の森林環境税等を活用して、これまでの人工林を中心とした森林整備だけでなく、広葉樹を

中心とした森林整備事業についても地元森林組合等と幅広く検討し、下郷が誇れる豊かな景観形成に努めていきたいと考えております。

また、カシナガ対策の困難な理由については、担当課長のほうから答弁させますので、よろしくご理解ください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長（猪股朋弘君） 今ほど町長より対策に関する、町単独が非常に困難であるという、答弁の中にあつたのですが、困難な理由としまして私のほうから説明申し上げます。

まず、カシナガが多く発生するナラ類の樹木なのですけれども、比較的急傾斜地に生えているものが多く、それに対しての調査困難地が大部分を占めているということになります。調査のために足を踏み入れることすら困難な地区というのがかなり多くて、調査に対しましては大変苦慮してございます。ですので、遠くからと言ったら変ですけれども、道路からの確認ですとか、そういったものについての調査については、各地行ったときに必ず見るようにしてございます。まず、安全な体制が確保できないということも困難な理由の一つなのですが、伐倒する樹木に関してもかなり金額がかかるということと、場所が場所ですから、それを行う作業員の安全も十分に確保できないというのが、業者が対応したとしてもかなりきつい条件となっておりますということになります。

続きまして、伐倒後の病害虫の駆除が大変困難であるということなんです。実際に木を倒したとしても、その木を1か所に集めて、先ほど言いましたような虫に対する駆除の方法を行うには、かなりの広場が欲しくなります。そうしますと、急傾斜地で木を倒したとしても、そういった最後の対策ができないため、結局その虫がまた別なところに行ってしまうということで、切ることも大変なのですが、その後の対応もかなり厳しいよということになります。

続きまして、薬剤注入に関する部分も実際にやってはきたところなのですが、やはりその場所的な困難さがかなり響いてございまして、1本1本必ず確実に調査を行った上でやるような形になると思うのですが、場所もやっぱり急傾斜地が多く、手間としてはかなりの金額になってしまいますということなんです。

最後に、おとり丸太による困難というのは、やっぱり条件的に有利な場所が限られてきますので、実際におとりのわなを作ったとしても、急傾斜地ではその場所を確保することがかなり厳しいよということになりますので、今まで言ったような対応が即座にできるというような状態ではないということで、困難ということで示させていただきました。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 今年の春、神奈川県のあるキャンプ場で大木が倒れて、人が亡くなっているのです。人がそれで大木が倒れて亡くなった場合、町のほうに責任とか、そういうことを言われてくると思うのです。だから、それはお金もかかるし、急傾斜でなかなか厳しいかもしれないですけども、いざそういう災害が起こったとき、例えば電車が

通っている会津鉄道に大木が倒れて、電車に倒れて、電車が止まって、人が亡くなった場合なんかは大きな問題になると思うのですが、それは会津鉄道とか、あの場所は県のほうの防風林ですか、なっていると思うので、県のほうが担当だと思うのですが、そういった場合、災害が起こったときでは遅いのです。その前に対策を取ってもらいたいということで質問しているわけなのですが、そういうことをお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） カシナガによって伐倒しない木が倒れた場合、要するに会津鉄道、そこは保安林になっていますから、財産の区分とすれば成岡地区の人たちが一番多いのです。それとあと、弥五島の方もいらっしゃいますけれども、ほとんどあそこの傾斜地は成岡。そして、保安林に指定されて、伐倒はできないように、今最初の答弁で申し上げた、なっているのです。そういうことからすると、なかなか難しいというのも今担当課長が申し上げましたけれども、伐倒はできない。保安林だというと、町が保安林には手を出せないのです。保安林は、持っている地主の人の許可を得ながら、県で事業をやらなくてはならない。だから、そこは、今最初の答弁で申したように、県のほうに調査をしてもらった。私が農林事務所の所長さんはじめ、担当の課長が来て、実態を見てもらって、そのほかの地区も見たのですが、早めにそういう対策を講じてくれないかということは申し上げておきましたし、会総協の南会津部会でもそのように県のほうに要望は申し上げておきました。

ただ、こういう例もあるのです。町道で、両サイドに木があって、そしてそれが枯れてしまっていて、落ちて自動車に損害を与えたというような場合ですと、その区域が町道であれば、町道の区域、町の町道の幅員であるところの木であれば、それは切って、そして保険対応で対応しております。これは、実際左走に行く途中のコンニャク屋さんの前辺りがちょうどそういう場所になっていて、その事故が今年度あって、それはそういう保険で対応していただきました。また、以前は塔のへつりもそういう事例がございましたので、非常に道路付近にある木については、建設課の管理のほうでそういう除伐をして対応しておるところでございます。

このカシナガによる被害については、県ともう少しじっくりと協議していきたいと思えます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 分かりました。では、至急そのように対策を取って進めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

（「はい、ありません」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで1番、渡部哲君の一般質問を終わります。

次に、4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 4番、湯田純朗。一般通告書によりまして質問させていただきます。

会津縦貫南道路完成が数年後に控え、湯野上温泉に及ぼす影響はどのようなものか。新型コロナウイルス感染症が昨年から5類感染症に移行された影響なのでしょうか、本町の観光地である大内宿、塔のへつりの観光客が昨年に比べてかなり増しており、にぎわいを見せておりますが、本町の温泉地である湯野上温泉においては、県外の観光客にはあまり認知されていないように思えてなりません。そこで、湯野上温泉に熱い思いを抱いていた町長にお尋ね申し上げます。

1つ目、湯野上地域整備基本計画が大々的に行われている予定でありましたが、この計画は取りやめになったのでしょうか、それともこれから実施されるのでしょうか、お伺いいたします。

2つ目、今の湯野上温泉街の状況を見て、町長はどのように感じていますか。

3つ目、近い将来、会津縦貫南道路が開通した場合、どのような影響があるとお考えですか。

4つ目、湯野上地域整備基本計画の作成に当たり、熊本県の黒川温泉を視察され、湯野上温泉をどのようにしたい考えであったのかをお聞きいたします。

5つ目、宮城大学の森山昌志クルーに金額が5,135万5,120円、国、県等の補助金が3,858万6,280円、一般財源が1,276万8,840円が支払われておりますが、いつ支払われていたのか。

6つ目、この計画に合わせて組織された湯野上地域振興推進協議会は、今現在も存在するのか。当時、町からの補助金5万円、おもてなし研修47万3,928円とありますが、これについてはどうなのか、お伺いいたします。

ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 町長、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の会津縦貫南道路の完成による湯野上温泉への影響についてでございますが、会津縦貫南道路は平成26年に本格着工となって以降、町民の皆様のご理解や関係各位のご協力の下、着実な整備が進められております。同地区には急峻な山岳地形を擁した、これまでも落石や雪崩、路面凍結など地形、気象状況を起因とする交通障害や、観光シーズンにおける渋滞の頻発により、地域の生活に大きな支障を来しておりました。会津縦貫南道路の開通により、これらの課題が解消され、地域間の移動時間の短縮による広域観光の促進、物流の活性化、医療施設へのアクセス向上など、多岐にわたる効果が期待されているところであります。

しかしながら、議員おただしのとおり、会津縦貫南道路の開通に伴う利便性の向上や移動時間の短縮によって、町が通過点となり、町内観光地に影響があるのではないかと懸念もございます。町といたしましては、既存の観光地の磨き上げや新たな観光資源の開発、整備に取り組み、交流人口や関係人口の増加に取り組んでまいりたいと考え

ております。

さて、湯野上地域整備基本計画についてでございますが、本計画は湯野上地域の生活環境の向上と、温泉地としての地域経済活性化を図ることを目的に、平成28年度に策定をしております。本計画中の湯野上地域の整備につきましては、観光、交流の拠点として重要なものであると考えており、今後、将来を見据えた地域の在り方、町の財政状況を勘案し、事業実施に向けて検討を重ねてまいりますので、ご理解をいただければと思います。

次に、湯野上温泉の現状についてでございますが、町全体では、コロナウイルス感染症の5類以降、国内外を問わず多くの観光客の皆様に来町いただいております。令和6年の観光入り込み数はコロナ禍前の水準まで回復する見込みとなっております。しかしながら、湯野上温泉だけを見ると、コロナ禍や後継者不足などの影響により、廃業や規模を縮小した事業者もおり、全体の入り込み数としては減少傾向にあります。個々の事業者を見ると、予約が取れないほどの高い稼働率の事業者もおられるようでございます。

次に、会津縦貫南道路が開通した際の影響でございますが、先ほど繰り返しになりますが、利便性の向上や移動時間の短縮によって、町が通過点になるのではないかと懸念をしております。既存の観光地の磨き上げや新たな観光資源の開発、整備に取り組み、交流人口や関係人口の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、湯野上温泉をどのようにしたいのかとのご質問でございますが、議員おただしのとおり、基本計画の作成に先立って、平成27年に熊本県黒川温泉に視察研修を行っております。これは、知名度も低く、立地もあまりよくなかった温泉地であった黒川温泉が地元の方々の努力により、全国有数の温泉地となった事例を視察したものであります。湯野上温泉は、大内宿や塔のへつりの中間点にあり、観光、交流の拠点として重要なものであると考えておりますので、今後様々な視点から事業実施に向け検討を重ねてまいりますので、ご理解をいただければと思います。

次に、宮城大学に支払われた経費についてでございますが、議員からおただしのあった事業費5,135万5,120円につきましては、令和3年3月議会で同様の質問をいただいた際に答弁いたしました令和2年度の時点の湯野上地域整備に要した総事業費になりますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、宮城大学に支払われた経費につきましては、平成27年度に湯野上地域整備基本構想策定業務として577万8,000円、平成8年度に湯野上地域整備基本計画策定業務に756万円、合計で1,338万円を支払っております。財源としまして、地方創生先行型交付金及び加速化交付金が1,256万円、一般財源が77万8,000円と、ほぼ地方創生交付金を活用し、策定業務を実施したところであります。

次に、湯野上地域振興推進協議会についてでございますが、本協議会は湯野上地域の住民の方々に構成し、地域振興及び観光振興の発展を目的に平成27年に設立されております。運営補助金として平成27年から4年間支援を行ってまいりましたが、現在本協議会につきましては、コロナ禍の影響を理由に休止をしていると伺っております。また、おもてなし研修につきましては、平成28年当時増加傾向にあった外国人旅行者への対応などについて本協議会に業務を委託し、研修や視察等を実施しております。その事業費

が47万3,928円で、これも地方創生交付金を活用して取り組んでおります。

前段でも申しましたが、湯川上温泉地域の整備につきましては、これから下郷町の観光、交流の拠点として重要な役割を担うものと考えております。着実に一步ずつ進めてまいりたいと思いますので、議員の皆様にもご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 再質問ですが、町長、これ昔私もらったのをまだ残念ながら持っていたのです。これにつきまして、今の回答でこれからも一步一步進めていくということでは言われたのですけれども、あれから何年たっていると思いますか、町長。

（何事か声あり）

○4番（湯田純朗君） 今さら。私分かりますけれども、一応自覚していただくため言ったのです。この中で、やっぱり黒川温泉と、私もここ行ったことありません。調べてみましたらば、あそこは、ある日突然ではないですけれども、若者が帰ってきたと、あるとき。それで、それが起因となって、次々と若者が帰ってきて、それで今度あそこ全体が、旅館がいっぱいあるのでしょうけれども、1つは、上から見た場合にあの地域を1つの旅館と見たのです。道路が廊下だと、こう言っているわけです。1つの旅館がみんな部屋だと、こういうふうに私調べたら出ているのです。ですから、要するにその若者が帰ってきたときを起因としまして、若者と地域が一生懸命何とかせねばならないということであれが始まって、今日の黒川温泉があると思うのです、私。ですから、私が見ていた湯野上温泉というのは、町長がこういう計画を立てた。あとは、いろんな、三重の先生が来ていろんなところをヒアリングしたりとかやっていたのですけれども、やっぱり基本的には、黒川温泉と違うのは、湯野上温泉の方々が自ら拳を上げてやらなかったのがやっぱり今日になっているのかなと私は思っているのです。

あれからもうすぐ約9年ですけれども、何年かになりますけれども、今になったらみんな高齢者です。もう、こんなこと言ったら大変失礼だけれども、廃業する方もいらっしやいます。された方もいます。これからこの膨大な、もういろんな建築費とか、いろんな夢はあるのでしょうけれども、これをやるのではなくて、本当に私が大事なものは、私もよく言っているのですけれども、まず空き家が増えてきた。それから、今言った廃業する方も、今後される方もいます。先が見えています。それを、空き家が増えたり、辞めたりするときに、あの温泉の姿がどういうふうになっていくのかということを考えてやらなければならないのではないかなと私は思っているのです。町長もよく考えているのでしょうけれども、建物を造る、この構想では湯野上温泉に南の駅を造るとか、あとステーションと交流の場を、多目的交流広場ですか、そういうのを造るのもよろしいのでしょうけれども、あくまでも物を造るではなくて、あそこの人を育てなければならなかったのではないかなと私は思っているのです。そこら辺は町長、いかが思いますか。

○議長（湯田健二君） 町長、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、黒川温泉に行ってきたのは、27年の1月23日から24日で、大急ぎ

で行ってきました。そして、ここになぜ研修に行ったかという、南小国町というので、この黒川温泉があるところは。その南小国町の山、温泉地でないところ、これ阿蘇と別府の高速道路ができるということが、この黒川温泉の組合の人たちがこれでは駄目だと、もっとこの高速道路ができる前に対応しなければならないというので立ち上がったのが黒川温泉観光旅館協同組合。それで、国や県の支援を受けながら、集会施設、休憩施設などを造りながら地域を整備していったというのがそもそもの原因で、その効果は、私の行ったときの資料を見ますと、宿泊者数が年間で、2019年で33万6,000人という数字が出ている。入り込み数だと100万人。こういう状況の中での旅館の経営をしていた。24軒ありました。現在どうなっているか分かりませんが、こういう高速道路ができるから、大変だと、それで頑張ってみようというのがこの発想で、こういう形で、年間33万人も宿泊者がいれば、これはもうこの宿泊業務は35%しか、これは税務署の見方ですと、あとは65はやっぱり利益なのだと、それは賃金も入っているのしょうけれども、だから35%入り込み数があるとやっていけるのだということなのです。

ただし、湯野上温泉をそっくりそこに置いたとしても、湯野上は施設側と給与、そういう職業が別々で、黒川温泉とは全く違うのはその辺なのです。ですから、会議をやっても、なかなか忙しくて駄目だという人と、やっぱり施設をしていない、営業をしていない人たちはあんまり関心がなかったというのが、28年頃の私が会議に行って感じたことがそうだった。だけれども、下郷町はやはり観光ということを第一に掲げ、あるいは農業振興もそうです。農業と観光、特色ある地域をつくって、交流人口を増やし、そして定住に結びつけるというのが私の考えでございまして、この湯野上温泉の計画については財源を調整しながら、そしていろいろな形でやっていく。集会所もそう、あとは観光案内的なもの、黒川温泉をまねするわけでもありませんが、そうした観光案内や土産品を紹介するようなところ、プロモーションビデオを見てもらうところを造らないと、なかなかあそこに高速道路ができてしまって、通ってくれる人がいるだろうかと。

今121号線の交通量は1日1万2,000台です、私が課長をやっていた頃の調査で。そして、今甲子道路が開通したので、そこに通常でいう2,300台ぐらいはプラスされるわけ、この信号機から大内まで。すると、一番通行量が多いときは、1万5,000台ぐらいになるという計算でございまして。これがどのようにそのバイパスができたとき通過が変わってくるかによって、塔のへつりも湯野上も、大内はそこに行くでしょうから、この辺が変わってくるし、やはり経営するスタンドだとか、食堂だとか、これが変わってくると思います。ぜひその中間にある大内と、塔のへつりの中間にある湯野上温泉をもう少しPRしてやっていくことが将来の下郷町の観光振興につながると思いますので、ぜひ着実に一步一步進むことが大切ではないかと思えます。よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 黒川温泉、町長、私は見たことないのですけれども、あそこには若い人たちが新しい温泉を模索していたのです、多分、調べたらば。その中で、看板班とか、これは看板はばらばらでは駄目だと、全部統一しろと。そういうのと、環境班って、絵になる風景をつくると、里山みたいに。それから、企画班、どこ行っても露天風呂あ

ると。そういうようなものをつかんで、つくって、若者がおのおの分かれて、今日の今に来たって書いてあるのです。

だから、これを湯野上温泉に当てはめてやるというのはなかなか難しいでしょうけれども、ただ私、今町長最後に言った、このバイパスができたときにどういう影響があるかと。私は今年の秋も、紅葉の時期も大内宿はいっぱい歩いています。そんなぐらいすごいい人だったのです。塔のへつりにも私行きました。確かにバスもどンドン入ってきました。ただ、塔のへつりについては、滞在時間が非常に短い。行って見て、ぱっと帰ってしまうと、そういう状態なのですけれども、あの道路を通して、今マイカー時代ですから、通ってあれだけの人数来るのですよ。それで、湯野上温泉も通るわけです。それがあそこには、多少、先ほど町長の言った、もう受け入れられないほどの人が来たという民宿もあります。でも、やっぱりそれが常に1年間、冬は別にして1年間そうであるかと、そうではないのです。あの人が来るやつは、僕はもったいないと思うのです。

私がいつも思っているのは、湯野上地区、中山峠を通っていくと看板がない、何もなし。国道沿いは民家の一般住宅です。冬になっても、鬼怒川だと冬になると温泉の湯気がばんばん、ばんばん湯気が上がっているわけです。下郷で上がっているのは弥五島だけです。あそこの日帰り温泉みたいなところで湯気上がっているけれども、湯野上はどこにも湯気上がっていません。そういうところからすると、認知しづらいのです。やっぱりまずそこから始めないと駄目なのではないのかなと思うのです。もちろん道路もそうでしょうけれども、まずここは温泉なのだということを通りすがりの人が誰も思っていないのです。そこら辺は町長、何かいいアイデアありますか。どうぞ。

○議長（湯田健二君） 町長、答弁を求めます。

○町長（星學君） なかなか難しい問題。要するに平成の26年から、25年の10月から私町長やっていますけれども、湯野上温泉が活性化することが下郷町の発展につながるのだという考えから、その事業を入れるためにどのようにするか。あの当時、今石破総理大臣が地方創生の大臣だった。そして、地方で使ってもらいたいと金をよこしたわけ。これは使ったほうが、ハード面ではなくて計画書、それを使ってやれば、一般財源は出すこともないと。それを計画すると、ハード面につながるのだと。ハード面は起債を受ければ、起債事業とすれば、その後に使った70%、1,000万円かかったら700万円は町に入ってくる、300万円だけ一般財源使えばハード面もできる、こういうのが起債事業、過疎債。そんな事業でやれば、何とか今黒川温泉でやっているようなことができるのではないかとということで、あの組織を立ち上げていただいて、調査してもらって、計画をつくった。

これから一步一步ということになりますけれども、この計画書の中でも、黒川さんの計画書でも、やっぱりその計画に当たっては、九州大学の客員教授の先生をお願いして、そして計画書を作って、まずこの徳永さんという人は景観を大切にすると。ですから、黒川温泉でも看板は以前の看板はみんな取り払って、その景観にマッチした看板を作ったということなのです。やはりそこには、いろいろな看板もございましょうが、こうした看板、私写真撮ってきたのありますけれども、こういう景観をつくって行って、初め

て観光客が、ああ、これはいいところだなということになってきて、当初始まる前の人数、入り込み数でいうと、昭和62年でいうとやっぱり3万1,000、昭和61年でいうと、ここでも8万人、入り込み客が。やっぱりこのときでも8万人来ていた。だけれども、それが100万人になってしまうという、10年ぐらいで。そういうことで、いろいろな、その看板にしろ、街路灯にしろ、やっぱりそうした湯野上温泉らしいつくり方をこれから一步一步進めていければと、こう考えております。

ただ、それにしても、地域の人が協力体制を取らないとこれはできない。お金の関係は、そうした起債事業を受けて、財政負担がならないようにできるわけですから、今は。そして、今石破さんが総理大臣になった。地方創生交付金を倍にしている。そういう、これは予算を見ないと分からないですけども、そんなところで計画していくようになれば、非常に下郷町も、バイパスが通ったとしても、この湯野上温泉の関係については一步一步進めることができるのではないかと私は思っています。

以上です。よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） これから一步一步進めることは分かるのですけれども、だんだん、私が当初この計画が上がったときに、もろ手挙げて反対しました。今になると心配でしょうがないです、正直言って。お金、予算のほうは別にしても、やっぱりあそこに住んでいる経営者が、昔私、佐藤壽一君が農林課長のと、観光会社の総会にお邪魔したときに、私が悪口言っているって、純朗さん、謝ってきたほうがいいよと言われた。何だと言ったらば、おまえのこと悪口言っていたぞって。確かに私口悪いから、言ったのです。今の経営者がいなくならないうちは、ここよくなると言ったのです。この前の3月にいろいろあって会ったらば、純朗さんが昔言ったとおりになっていましたと、こう言われたのです。もうみんな高齢化で、もうあといつ辞めるか、辞めるかと、そういうような状態の民宿だけですから。俺は、それはそうだべって、これは困ったなど言ってそこで終わってしまったのですけれども、やっぱりみんな高齢者なのです、今やっている方が。もう後継ぎもいるのですけれども、帰ってこれない状態。

それで、先ほども申し上げましたけれども、大内にはあれだけの人が来るわけです。それもったいなと思うのです、何とかしないと。そして、このバイパスできれば、この張平のインターチェンジ、あと田代ですか、その間どこにも降りてこないのですよね。ほとんど通過点、ストロー現象というのですかね、その道路は。そうなってくると、田代ででかい看板かけても、トンネルでさっさと行ってしまうと、60キロで行ってしまうと看板は見れなく、小出に行ってしまうと、こういう状態だったと私は思うのです。それをこれからどういうふうにして、大内宿はある程度安定はしていますから、問題はないと思いますけれども、湯野上温泉の認知のさせ方、これをどうしていったらよろしいですか。町長、何か考えありませんか。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） まず、湯野上温泉を売り込むという、湯野上温泉はお湯が豊富なのです。

1分間に1,800リットル出るのです。それが4か所、7か所だったのだけれども、4か所

やった。オーバーフローしてお湯流しているのです、一番大きいところ。だから、そのお湯を利用して、黒川温泉みたく洞窟、洞窟でなければ洞窟風呂にするとか、1か所は。あるいは、あそこで有名なの、竹ざおというか、天井がつって、そして竹をここに上げて、お湯の物すごく深い温泉があります。そうしたものが有名になっているし、要するにあとは旅館の、連結はしていないのだけれども、離れたところに木を燃やして、薪を燃やして、今湯野上温泉でやっているような、ああいう大きなところのような、薪を燃やして、そこでお客さんが、来た人が泊まる食事前にそこでお茶飲みをするとか、帰りのときお茶飲みをして帰っていくとかというようなのが、それが徐々に広まって、週刊誌まで出て、いや、すばらしいところだなと私が思っていたときにこの話が出てきて、私もでは行ってみようということになった。だから、そういう取組をまずすることが有名になると思うのです。ただの露天風呂だけでは、どこに行ってもみんな露天風呂持っているわけですから、どこの温泉地でも。だから、湯量が豊富だということは強みです。源泉かけ流しなのだから、温める必要がない。

ある管内の町村で、ボーリングして400メートルも掘って、その管理するの大変だって言っている首長もいるのです。北塩原村のあれも休館したでしょう。そうなってしまうと困ってしまうわけなので、まず各施設、施設が、食べ物、温泉、それから露天風呂持っているのならば、もっとほかはない露天風呂としてつくってもらって、そしてまず湯野上の名を売ってもらって、では行ってちょっと風呂でも入ってみるかというようなことから始めることが私はいいのではないかと感じておりますので、純朗議員も協力していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 分かりました。本当に私が考えているのは、今どこでも結構はやっているのは、都会から若者を呼んでくると、そしてそこに居着いてもらって、レストランとか喫茶店とか、いろんなものをやってもらうということもやっているのです、テレビで。そうすると、湯野上温泉はもう高齢化、老齢化ですから、これから当然空き家も出てくるわけです。そういうときに、湯野上温泉地で起業する起業家を応援するプロジェクトとか、そういうものをPRして若者を呼んでくるという方法もあると思うのです。

こればかりやると時間がなくなりますので、取りあえずここで言って、これで終わります。時間がありませんので。2問目ありますから。ありがとうございました。

（何事か声あり）

○4番（湯田純朗君） 時間なくなっちゃって。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 確かにそれは、高齢化が進んで廃業する、そういう施設もあるのですけれども、現在は。だけれども、今やっている施設で営業している人たちで、都会に長男坊がいるとか、次男坊がいるとか、長女だとか次女とかいるといううちもあるのです。ですから、そういう人たちが戻ってきて、後を継いでもいいよというようになれば、それはまた入り込み数も違ってきますので、その辺はもう少し事業の展開等、そういうことで戻ってくるような方法を取れば、やっぱりそれは湯野上温泉として成り立っていく

と、こう思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） それでは、今の1を終わりましたので、2問目です。小学校の統廃合問題についてお伺ひします。

私、これ9年前くらいから統廃合ということで問題を取り上げてきたのです。多分学校統廃合というの、俺これで3回目ぐらいだと思うのですけれども、当時の町長が地域コミュニティが大事だと、少数の教育も大事だと、こういうふうに言ったことを記憶にあるのですけれども、今現在、檜原小学校入学2人、多分来年も2人だと思うのですけれども、数値的に、突っかかって申し訳ないですが、2人が1人になったら、それで少ない教育、少数の教育が大事だというふうには、もちろんそれも考え方はよろしいのでしようけれども、これ近年この議会でも何人か話題に上げております。今年の総務文教常任委員会の視察研修が10月2日から4日までの間に3日間、青森県南部町、三戸町において小学校統廃合について研修してまいりました。今後の進め方というか、プロセスをお聞かせいただきたい。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） それでは次に、大きな2点目の小学校統廃合問題でございますが、私が議会一般質問で何度か答弁しましたとおり、10年後、20年後の本町の教育を見据えた場合、町の学校教育に携わる方々、さらには地域住民の方々と、それぞれの立場で未来を担う子供たちのためにできることは何か、そして学校の果たす役割を考え、よりよい方向性を見定めていくことが大切なことではないかと常々考え、答弁をしたところであります。今後、児童生徒数の減少に伴い、少人数の学級や複式学級が増え、学校の小規模化が進むと推測されます。今後も地域のコミュニティの重要性や少人数教育のメリット、デメリットなど、地域の未来とよりよい教育環境の在り方について、皆さんに意見を伺いながら検討していく考えには変わりはありません。

なお、今後の進め方については教育長から答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 残り5分となります。質問者、答弁者ともに簡潔にまとめるよう努めてください。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） それでは、4番、湯田純朗議員の統廃合についての今後の進め方についての質問でございますが、11月7日に今年度第1回の教育懇談会を開催しております。そこでは、教育現場の状況を各小中学校の校長先生より説明をいただき、さらにはPTA役員の方々からPTA活動の現況や、子供たちの少人数での学習や学校活動等について、保護者としてどのように考えていらっしゃるのかご意見をいただきました。また、学校が所在する旭田、江川、檜原地区の代表の方にもご出席をいただき、ご意見

をいただいたところでございます。

懇談会では、少人数のほうが子供の把握がしやすい。子供と話す機会が多くなる。また、少人数や複式学級だから、学力が低くなることはないというようなご意見や、少人数のために、体育はじめ授業を行う中で、グループ分けによる学習活動ができない。また、体育などでも団体競技という種目ができないのだというようなご意見、さらにはコミュニケーション力や相手を思いやる気持ちというものが、少人数ですとなかなか育ちにくい。さらには、学校行事なども縮小し、運動会などでも学年種目ができないというようなご意見もいただきました。

また、複式学級が増えることで生じることは、学級数に伴って先生方、教員定数が変わってまいります。そのために、複式学級でクラスが編制されますと、クラス数の先生方の数になってしまうと。これが6学級ありますと、6名の担任プラス1名の教員が配置されるのですが、6学級以下になってしまうと、学級数の教員数ということになるわけです。そのようなことから、教員定数が減ることによって学校運営にも混乱が生じることが考えられるということで、小学校の統廃合、数年後には中学校もこのままですと各学年1クラスになるということが予想されますので、小中学校を合わせた統廃合も視野に入れて検討することも必要であろう、このようなご意見を頂戴したところでございます。

今後、1月には再度懇談会を開催して、よりよい教育環境をどのようにしたらよいか、ご意見をいただきたいと考えております。また、その後は懇談会のご意見をまとめ、新たに検討会を立ち上げて、さらに多くの方のご意見を頂戴しながら、学校の適正配置について具体的な方向性を定めていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） これも私も青森県視察して、金かけないと思うと、お金をかけない、それを言われてきたことがあるのですけれども、やっぱり今の3つ、その前、例えば各分校があったわけです。それをなくして3つにして、あと昔の中学校3つあったのを1つにしたとか、さらに時間も問題もいろいろあったと思うのです、過去には。でも、やっぱり金かけないでというのは、例えばです、檜原と旭田という1つになるとか、江川はちょっとそれはいろいろな通学の時間帯がありますから、枝松地区だと非常に遠いということになるのでしょうかけれども、それを金かけないでいかに早く、取りあえず少しでも問題を省いていくと。だから、少数の人数の教育も大事だかもしれないけれども、子供同士のコミュニティが全く取れていない。学習意欲、果たしてマンツーマンでやっているのか、それとも競争心があって意欲が出るのか、そういうところもいっぱいメリット、デメリットもあるわけですね。だから、私はやっぱり取りあえず、できるならば金かけないでやれると。ただ、問題が、では学校の校歌をどちらのを使うだとか、校章をどちら使うとか、そういう問題も出てくるでしょうけれども、これ何とかしないと、そのうち1学年で一人もいなかったとか、こうなってくる状態もあり得るわけですから、そこら辺ひとつ、あと18秒しかないから、返事はいいです。これから進めてください。

以上で終わります。

○議長（湯田健二君） 答弁は。

○4番（湯田純朗君） なしで。

○議長（湯田健二君） これで質問を終わります。

答弁漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで4番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時13分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午前11時25分）

次に、8番、星和志君。

○8番（星和志君） 議席番号8番、星和志。一般質問を行いたいと思います。

1つ目、統廃合の進捗はですが、こちらは先ほど4番議員の質疑であった答弁で聞きましたので、割愛させていただきます。

続きまして、湯野上解体现場の計画内容は。現在、湯野上で解体を行っているが、3月の予算委員会で道路拡幅のため、物件移転補償で2,630万円の補償費が出されています。担当課に伺ったところ、地区の要望で小学生や車が往来しやすいよう工事を行うと聞きました。小学生と車の往来が一緒になれば危険性が増し、本末転倒ではないかと思えます。湯野上地区に入るのに何本か道はあるのに、これほど予算をかけ行う優先順位が高い工事であるのか、どういった計画の下、工事を行っているのかを伺います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 星和志議員にお答え申し上げます。

大きな2点目の湯野上解体现場の計画内容でございますが、町道湯野上居平3号線の道路拡幅事業につきましては、本町道は江川郵便局の南側に位置し、延長40メートル、現幅員1.7メートルの歩行者専用道路となっております。国道121号の横断歩道を利用して、集落内から江川小学校へ通学する児童や、江川出張所などの国道沿いの施設へ向かうために地域住民の利便性が高い町道でございます。

現在、国道により湯野上地区居平地内に進入するためには、3本の道路がございます。1つ目は、南会津町側から沼袋地内へ進入する町道であり、2つ目は会津若松市側から清水屋旅館の脇から進入する道路でございますが、いずれも国道121号との交差が斜めになっており、道路改良に当たっては、道路構造令により直角交差が基準となっておりますので、幅員が厳しい状況でございます。3つ目の居平地内の中通りの町道も国道の交差部の見通しが大変悪く、さらに幅員狭隘により通行車両の擦れ違いが困難な状況にあります。このことから、本道路の車道幅員5メートル、側溝を含む歩道部を2.5メートル、全幅員を7.5メートルに拡幅することにより、車両が擦れ違いでき、中型バス等の通行や、交差部の進入部を隅切りすることによりまして、視距確保ができるように計画しており

ます。

また、歩行者の安全確保を図るため、車道部5メートルと歩道部2.5メートルをカラー舗装で色分けし、湯野上温泉の温泉熱を利用した無散水消雪施設を設置するなどして、町道利用者の安全対策には万全を期したいと考えております。

さらに、当該町道脇には同地区内の貴重な水路がございますので、火災等の有事における緊急車両等の通行や、自然水の利用などにも配慮したいと考えております。

いずれにしましても、本町道の幅員拡幅整備により、地域住民はもとより、湯野上温泉を訪れる方々の利便性の向上と安全、安心な生活環境整備を主として計画しているところでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

なお、令和元年の第4回下郷町議会定例会の議会全員協議会で協議をしていただいておりますことを申し添えて、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 行政区からの要望は、現在家屋解体を行っている土地を取得し、地域発展のため活用していただきたいと聞いておりますが、地域発展のためになぜ道路なのか伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 地域発展のためには、道路が一番肝腎だと思います。塩生下夕原5号線も新設道路をして、農協に行かれる、佐藤医院にも行かれるというような道路になったのですよ。前原1号線でも拡幅をして、十分自動車が通れるようになったのですよ。それを理解していないでどうなのでしょうかとすることは、やっぱり私も疑問に思います。この地区のために、令和元年の12月定例会で、この湯野上地区の土地の家屋取得重点要望について皆さんに協議しているのです。そして、ここには湯野上の区の行政区長さん、財産区長さん、湯野上温泉開発株式会社の社長さん名義で町に要望が来ている、元年の11月13日。ですから、ここで全員協議会に諮った。湯野上温泉では決議文も作って町に提出されているのです。ですから、湯野上の人たちのことを考え、そして町全体の観光振興を考えれば、やっぱり一番必要なものと私は感じておりますので、令和6年度の当初予算にこの金額を上げていただきました。議決をいただきました。ぜひこの事業を進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 今回拡幅する道路の先にある横に走る道路は狭いのですが、それでは意味がないのではないのでしょうか。そして、危険性も増すと思っておりますが、その先の道路も拡幅予定なののでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 国道については、隅切りをして見通しがつくようにすること。あと、町

道の中に1本走っている道路については、それは拡幅はしませんけれども、そこは左に左折する場合は隅切りでやって、あとはその土地を拡幅することもできますし、それはいろいろ利用するように展開することはできますので、その辺は専門家に任せていただいた結果をやっぱり承認していただくということになるかと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 国道との交差点ができるようになったり、現在狭い道路があったり、そちらの管理者、国道管理者との協議は済んでいるのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 町長、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） その件は、担当課長から答弁させます。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまの8番、星議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、本町道の拡幅につきまして、令和4年の9月の段階でいわゆる地権者の説明会、また今後の予定を説明会として実施してきております。令和5年に当たりましては、当然土地の所有者からも同意を得まして、物件調査に入っているところでございます。当然、今土地の所有者のご了解を得まして、道路の確定、計画でございますが、速やかに工期決まれば、国道管理者、県になりますが、その辺と速やかに協議も進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 星和志君。

○8番（星和志君） 国道管理者との協議は済んでいるのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 詳細な内容の検討という形につきましては、今後協議するというような内容でございます。

○議長（湯田健二君） 星和志君。

○8番（星和志君） 協議が済んでいないのであれば、工事を進めるのはちょっとおかしいのではないのでしょうか。一般的にどうなのか、ちょっと分からないですけれども。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 詳細なという形で今申し上げましたが、計画路線の段階では当然十分説明はさせていただいております。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） この道路の計画内容については、建設事務所と協議しています。最終的な協議は今していないということを建設課長は言ったのです。協議は十分していますから、ご理解ください。

○議長（湯田健二君） 星和志君。

○8番（星和志君） 最終的な協議終わっていないのに、まだ工事はしていないですけども、解体工事を行っていたり、もう工事が始まっていると思うのですが、最終的な協議は終わっていないのに工事を進めることについては、手続としてはどうなのでしょう。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 国道と接する道路の協議と星さん宅の解体とは別な話だから、国道と接して町道を造りますよといったときの協議はしているわけ。建設事務所で解体のことを私のほうで協議するはずがない。やりもしないし、建設業者が相手もしない。だけれども、これは3月の当初予算で決定していただいた事業内容でしょう。だから、補償金を予算化して、そして地主さん、所有者さんから承諾書を頂いて、それからその以前には湯野上の行政区、財産区、温泉組合の社長さんから要望書が出て、平成元年の12月には全員協議会に出して、そして了解している事業ですよ、これ。だから、協議するとか協議しないとかではなくて、湯野上のため、町の観光の拠点とする、あるいは観光地によりよいような道路を造っていくと、これが目的なのです。ですから、これを協議をしないで順序が違うということではなくて、観光振興のためにはぜひ必要なのです。駐車、例えば121号線の道路改良を県がやったでしょう。そして、みんな移転すると、どこにするのだということが非常に問題になって、あそこには専売公社、たばこ産業の公社があったから、そこを町で買ひましょうと、買ってあそこに割り振りをして、あそこに何件か入っているのです。1件はちょっと必要ないということだから、あそこ空いていますけれども、そういう事業だってやってきているのです。大内だって駐車場がないから、造ってくださいといって、町で造ったでしょう。観光施設も、それでも造っているわけだ。そして、それが町の観光振興につながって、今80万人も来ているのです。

それからすると、湯野上は入湯税はもらっているけれども、何もやっていないのだ。1年間に500万円ぐらいい入湯税入っていると思うのだ、平均にして。500万円以上です。私が若い頃は1,000万円以上入っていたのだ。だんだん、だんだん下がってきているのだ。それでは観光、観光という町が、ほかから言うと、いや、下郷町はいいよな、大内はあるし、湯野上温泉はあるし、塔のへつりがあるし、観音沼もあるし、こういうふうに言われるのです。だけれども、湯野上にはそうした施設も何もない。駅前だけだ。駅前もようやくあの計画書に基づいて、地方創生交付金を使いながら、ようやく今年度で終わります。だから、今度は居平地域にやっぱり温泉地らしいことをやっていただくようにしたいと思うのだけれども、まずはそれには道路です。道路を改築して、そしていろいろなことを展開していくということが私の考えですから、県と建設事務所と最終協議していないというのは、協議はしているわけですから、それが実際実施設計になれば、そのとおりいくと思っています。説明したとおりですので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 工事始まるまでには、それは多分済むことなのでしょうが、次のちょ

つと質問いたします。

通常道路改良事業による用地買収の場合は、道路敷地として必要分のみの買収になると思われませんが、今回この土地全部を買うということは計画されていないのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今年度の当初予算には、建物の取壊しに対する補償金額を上げていますから。道路の面積についても上げています。今度は、それをどのように利用して展開していくかというのが今後の計画の在り方だと思いますから、ぜひ観光下郷と言われるようなことを考えて計画してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思いません。よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 星和志君。

○8番（星和志君） あそこの解体中の家屋は、湯野上地区の方が買おうとしていたという経緯があったのを町長ご存じか分からないのですが、資金調達の準備まで整えたところを地区内の有力者の方に買わせるから手を引けと言われ、断念した経緯があります。この経緯を考えると、当初から空き家と土地の買収ありきでの道路事業と思われませんが、町の見解を伺います。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） そういう話もちよっと聞きはしましたけれども、そのときは確かにその個人的な考えはあったでしょう。しかし、この決議書、湯野上地域振興推進区民会議で、定期総会でこの決議文を出してきたのですよ、私のほうに。それは、そのときはそのように個人的な話はあったでしょう。しかし、それからこの決議文を出したということは、湯野上地区の総意なのでしょう。だから、出してきたのではないですか、これ。そして、それに基づいて私は全員協議会に出したのだ。順序は踏んでいるはずなのだ。ですから、その方もよくなるようになればいいのではないですか。その人は、違う建物を取得したのではないですか。私は、そう聞いていますけれども。だから、部分的に売られてはあの地区のためにならないということも言っているのですよ、湯野上地区の人たちは。要するに広い土地ですから、この分だけ譲りますとか、この分だけ譲りますというふうになってしまうと、また同じようになってしまうのです。そうすると、地域の発展のためにはならないから、ぜひそうしていただきたい、決議文までよこした。代表者名の判こはついていないけれども、決議文までよこしていただいて、全員協議会にかけて、ご理解いただいたということで私は解釈しておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 町民の若者の事業や企業をやめさせてまで道路を造るというのは、地方創生とは真逆のことをやっているのではないかとすごく感じます。そして、先ほど町長もハード面は後からでいいと、後から7割出るからとおっしゃっていたのですが、その相違はどうでしょうか。ハード面は後からついてくるというか、7割出るので、1,000万円なら700万円後から出るって言っていて……

(何事か声あり)

- 8番(星和志君) 例えぼの。大事なのは、地域のやる気のある若者の企業や事業を推し進めることのほうが大事であるのに、協議会ですか、それを優先して判こを押すしかないのしょうけれども、そうしたというのがちょっと残念でなりません。

(何事か声あり)

- 8番(星和志君) 相違なので、仕方ないのですけれども。

○議長(湯田健二君) 町長、星學君。

- 町長(星學君) 若い人の企業を起こすことは、現在やっている人のやつはみんな支援しているのですよ。例えば観光に関連する支援事業、限度50万円。いろいろな、風呂が壊れたらば、例えば風呂、やっぱりその直し賃の半分、50万円が限度だけれども、観光と商店街と、そういう商工会を通じてやっているし、起業の支援だって支援事業の中で、資料持ってきているけれども、見なくてもいいのだけれども、若い人が起業すると、私は大いに賛成です。ぜひそうしたことを提案してもらって、こういうことをしたいから、このようにやったらどうですか。ただその1点だけを取って、若い人の企業起こしに逆行でないのですかなんて、そんなことは全然、私が考えればおかしい発言ですよ。

以上です。

○議長(湯田健二君) 8番、星和志君。

- 8番(星和志君) 町長は、そういう若者を支援していくということで了解しました。

今後、町は行政区からそういった要望があれば、空き家や空き地を買収して、家屋移転の補償や土地の買収などを行い、道路などの事業をしていくのか、そういう方針であるということでしょうか。

○議長(湯田健二君) 町長、星學君。

- 町長(星學君) これも、例えば空き家があったと、そこに道路必要かどうかというのの検討もあるわけだ。例えば下夕原5号線造ったときは、この下の道路を直してくださいと、それは擁壁ともうブロック積みで、これは金が何ぼあっても足りなくなる。だから、この真ん中にしたほうが、農協さんもあるのだし、便利でいいのではないということ、これを先行してやったわけだ。だから、そういう条件があるならば、今計画しているのは弥五島白岩線です。分かりますか、阿久戸。あれをスムーズにいくようにした道路を今、土地の面積確定する委託をかけている。それと、落合十文字線の道路を今委託をかけている。そうした諸条件、これは町として大切な道路だから、造っていきましよう、改築していきましよう。これをやっていないで、みんな空き家、空き地があるからやってくださいと、こういうわけにいかない。それは別なのです。湯野上の発展のために、発展のためというか、町の観光事業がスムーズにいくように、宿泊者が増えるようにというような構想ですから、この事業を始めているわけで、あとは阿久戸、弥五島白岩線は、やはり統合した場合、白岩の子供、柏木原の子供をどのようにして学校に來てもらおうかということも必要なのです。だから、それを早めにやるとか、あと落合十文字線なんかは、あそこにランペット型のインターができるのです。そうして、後でバスがばんばん、ばんばん下りてきたらば、交差できない、作業もできないということに

なってしまうから、あの計画に入れているのです、今。

だから、そういう諸条件というか、町の振興に関わる道路は優先してやらなければならない。それが道路造りだと思います。そう理解して、賛成というか、ぜひ若い人にもそういうことをお話ししながら、直接来てもらってもいいです。来たって、コロナ期のように宿泊屋がいなくなるから、ぜひお願いしますってやったでしょう、私。そしたら、御礼は俺は必要ないのだけれども、そういうことをしてもらって、またお願いしますぐらいは言ってほしいのだ。そうでしょう。そういう事業を1回やったから、やめるといふ話ではないのだから、私は。やっぱり継続してやるのが湯野上に宿泊者が多くなることや、大内にも来るということなのだから、そういうことを考えながらやっていかないと。この問題でそういうふうには、これは真逆ではないか、危険性があるのではないかなんて言われることではなくて、起業を立案する、企業を若い人が起こす、そういうことにもぜひ話し合いをしていただいて、町でどのような手助けをすればいいのかと、こういうこともしっかりとできるのではないですか。私は思いますよ。今度石破さんになって、地方創生交付金を倍にしているのだから、ぜひやってもらいたいと思っているのだ、私。期待しているのです、今度の当初予算の関係で。そういうことですので、ぜひ和志議員も理解して、そのように若い人がこれから持続可能な社会づくり構築をするということをひとつ考えてやってください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 質問ではありませんが、ぜひ地方創生交付金を使って観光地改革、速やかにお願いします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（星和志君） ありません。

○議長（湯田健二君） これで8番、星和志君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は明日12月11日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認め、本日はこれにて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。（午前11時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月10日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和6年度下郷町議会12月議会会議録第3号

招集年月日	令和6年12月9日			
本会議の日程	令和6年12月9日から12月12日までの4日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和6年12月11日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和6年12月11日	午後0時11分	議長 湯田健二
応招議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番 湯田 純朗
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番 湯田 純朗
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	11番 星 能哲	1番 渡部 哲		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 佐藤 英勝
	税務課長兼会計管理者 玉川 清美	町民課長 星 敦史	健康福祉課長 湯田 浩光	農林課長 猪股 朋弘
	参事兼建設課長 玉川 武之	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 只浦 孝行	農業委員会事務局長 大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 玉川 和哉	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年度下郷町議会12月会議議事日程（第3号）

期日：令和6年12月11日（水）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 会議日程の変更について

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（湯田健二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 皆様、おはようございます。議席番号10番、山名田久美子、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1点目でございますが、障害者虐待への対応について質問いたします。町では現在、第7次総合計画を策定中であり、第6次総合計画においては、健やかな暮らしを目指すため、障害者福祉の充実と地域福祉の増進と題し、ニーズに応じた福祉サービスの提供体制の充実や、社会的自立機会の充実に努めるなどの基本計画の下、国の障害者基本法に基づく障害者のための施設に関する基本的な事項を定める中長期の計画として町障害者計画を、そして障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画として町障害者福祉計画を策定し、各種支援に取り組まれており、町当局の障害者やその家族等へのご理解に敬意を表します。その中でも、南会津に拠点を置き、当町内にも相談所や作業所などの事業所を展開する社会福祉法人南陽会が担っている役割は、かなり大きいものであると認識しております。

しかし、今年8月にこの南陽会が運営する作業所ホイツ内におきまして、南陽会の職員が障害者である利用者に虐待を行っているとの騒ぎになり、虐待を受けた本人や家族が訴え、そして周りの職員もそれを認めているにもかかわらず、虐待を行ったとされる職員や南陽会がこれを認めず、膠着状態になっていると話を伺いました。関係者からの話によりますと、南陽会の施設長は人事異動を盾に職員の口を封じていることや、事件発生から4か月が経過してもいまだに家族、保護者への説明も行われておらず、虐待を行ったとされる職員もまだ通常どおりそこで働いていると聞いております。

そこでお伺いしますが、障害者福祉サービスとして町も委託などで関与し、過去にはバス購入の補助の支援も行っているため、こういった事件があり、家族からの訴えなどがあれば、何らかの対応を行うなど関与していかなければならないと思われ、当然ながら、県の保健福祉事務所も関わってくる問題であるとも思われますが、この事件に関する経過と町が行った対応についてお聞かせ願います。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

1点目の障害者虐待への対応についてでございますが、町では第6次下郷町総合計画及び下郷町障害者計画に基づき、障害者の就労につきましては、地域社会の中で自立した生活を営まれるよう就労の場を確保し、職業訓練や職場相談など、社会的自立機会の充実に努めていることを施策として挙げております。また、一般就労に向けた支援を行うため、障害者就労施設と情報の共有を行いながら、障害者の就労環境の向上にも努めているところであります。社会的就労の充実、促進など、社会福祉の向上のため、各種事業に取り組んでいるところであります。

議員おただしの障害者虐待への対応について、これまでの経過と町が行ってきた対応についてお答えをいたします。なお、当案件につきましては現在も調査中であり、情報提供者等を保護する観点からも詳細な経過は申し上げられない部分がありますので、その点につきましてはご理解をお願いいたします。

最初に、当案件について町に情報が入ったのは、今年の10月下旬でございます。これは、健康福祉課窓口で直接相談があったものであり、その内容としましては、怖い従業員がいる、施設に行きたくないといった利用者の声複数出ているとのことでした。この相談の中には、特定人物名や具体的な言動等についての情報もございましたが、先ほど申し上げましたとおり、詳細については答弁を差し控えさせていただきます。また、これと同じくして、南会津保健福祉事務所にも同様の情報が寄せられましたことから、町では当初の段階から県と連携して対応を行っていくことといたしました。その上で、まず健康福祉課では、11月上旬に事業所の代表者から事実確認の聞き取り調査を実施したところでございます。また一方で、利用者側の聞き取りにつきましても、南会津保健福祉事務所の職員と共に、先週2日間にかけて聞き取り調査を実施したところでございます。

このように、町といたしましても障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び市町村・都道府県における障害者の虐待の防止と対応の手引きに基づきまして、事実関係や対応を丁寧に進めております。特に個人情報や法人情報、守秘義務等取扱いに十分配慮した上で、障害者の情報や事業関係の確認について可能な範囲内で調査に当たっております。郡内における貴重な障害者福祉サービスを有する法人でありますから、障害者への支援を適切に行うため、町として果たすべき役割を十分に認識しながら、南会津保健福祉事務所との連携の下、事業者、利用者双方の主張を精査し、事実関係の確認に努めている状況でございますので、ご理解をお願いいたします。

対応の年月日については、対応経過については担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

対応の経過でございますが、先ほど町長からご説明があったとおりでございますが、もう少し詳しく説明させていただきます。10月24日に、下郷作業所ホイップでの虐待が

疑われる行為につきまして、健康福祉課へ相談がありました。

次、翌日25日ですが、南会津保健福祉事務所にこのことを相談したところ、事務所側からも虐待を疑われる行為について情報提供があったということが分かりました。

その後、11月1日には、施設の代表者の方から聞き取り調査を実施したところでございます。

11月19日、その間につきましては情報収集に努めておりました。11月19日には、本部があかまつ荘のため、南会津町役場健康福祉課長へこの案件について情報提供という形でご説明を申し上げました。

11月27日ですが、南会津保健福祉事務所におきまして、この案件に係りまして利用者を対象とした面談、ヒアリングについて実施するかどうか、打合せを行っております。

12月5日、6日、先週になります。2回に分けて施設の利用者を対象とした面談を実施いたしました。南会津保健福祉事務所職員2名と町職員3名、保健師1名で対応したところでございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 日時等詳しく教えていただき、ありがとうございます。その点も聞こうかなとは思っておりましたが、この件について町長はいつお知りになりましたか。その1点お聞かせください。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 復命書の日時は、今ここで復命書を持っていませんので、今課長が説明した内容の最初のものについて復命で上がってきたときの日時ですので、後からその復命書の日時は答弁したいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 順番として、町に相談がありました。それから1週間たっているのですよね、事業所のほうの代表から確認、聞き取り調査をする。このときにどんな内容だったのかは言えないと言うでしょうけれども、再度聞きます。どんなことがあったのでしょうか、回答として。お願いします。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 10番、山名田議員の再質問にお答えいたします。

当初相談があってから次の日に南会津保健福祉事務所に連絡したところ、同様の情報が寄せられたということですので、すぐに県と今後の対応を協議しまして、11月1日に施設の代表者の方に聞き取り調査を実施したというような内容でございます。

なお、詳しいその内容につきましては、まだ調査中でございますので、ここでの発言は差し控えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 復命書の日時について、10月25日に復命書を見て確認いたしました。

以上です。

○議長（湯田健二君） 山名田君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。このときにどういう回答がなされたのかは言えないということです。でも私が聞いたところ、南陽会の理事の方が解決しているって聞いたよって言われたのです。ということは、この時点でそういった虐待はなかったですよ、誤解でしたよという、そういう形なのではないかなと私は思ってしまっているのですが、それは私だけでしょうか。やはりこういった利用者からの聞き取りもせず、事業所からの説明だけというので1か月も進むというのは、ちょっと私はおかしいと思うのです。やはりこういった訴えをしている利用者、それから家族がいて、町のほうにきているわけです。そしたら、どちらから先に聞き取りをするのか、誰が考えてもこれは利用者側からなのではないですか。その辺はどうなのでしょう。1か月間が空いて利用者との聞き取りをするというのは、どういう経緯でそうなったのかお教えてください。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 10番、山名田久美子議員の再質問にお答えいたします。

10月上旬に、1日ですが、施設の代表の方にヒアリングを行いました。その後は情報の収集に努めておりました。その後、虐待が疑われるような案件について再度提供がございましたので、県が協議しまして、利用者に対する調査を先週実施したというようなどころでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） やっぱり対応が遅いと思うのです。まず、職員に対しての聞き取りも実施していないですよ、町として。やはり実際利用者に関わっている職員がいるわけですから、そちらからの聞き取りというのも必要なのではないかと。利用者からの聞き取りもしていない。それは12月になってから、1か月もたってから聞き取りしているわけです。やはりこういう、私も持っていますけれども、利用者が書いた手紙を皆さんはどう思われるのか、本当そこを聞きたいです、はっきり言って。緊急性がないと思っていられるのかどうか、それはやはりどんなことに対しても対応していく緊急性というものは必要になってくるのではないかなって思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 今ほどのご質問ですが、10月下旬に町に対して相談がございましたが、実際に虐待と思われる事案が発生したのは8月の中旬だったかと思われま。県と協議しまして、既に2か月以上経過しておりまして、またその後の関係者からの聞き取りによりまして、緊急性のほうは低いのではないかと県と協議の上、判断したところでございます。

なお、今後スピード感を持って対応に当たっていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 確かに4か月以上もたってこういうことになる、やはりもっ

ともっとこじれるのではないかと私は思っております。やはり職員に対する聞き取りもしていないということなのですが、私はいろんな方からもお話を伺ったのですが、実際グループホームに酔っぱらって入ってきて、利用者の部屋に勝手に入ったり、そういったことを訴えたとしても、何の対処もしてくれないという声も聞いております。それは不法侵入ですよ。と思われるのですが、そういったこともしていながら、施設長は何の対応もしなかったというのも聞いております。やはりこういったことを含めて、緊急性を持って全ての方からきちんと聞き取り調査をすべきではないかなというふうに思っております。

今個人情報とか法人情報、守秘義務等ということをおっしゃられました。これ誰に対しての十分な配慮なのですか。町長ご存じだと思いますけれども、平成24年10月1日に施行された障害者虐待防止と対応についてということで、防止法が施行されていますね。これは、全ての障害者が対象となり、障害者手帳を持っていなくても当てはまるのです。そして、加害者及び障害者本人が虐待の自覚がなくても、周りからそういった虐待の疑いを含むことで通報があったら、それは虐待とみなされるということなのです。やはり利用者の方、障害を持っている方、自分で訴えることもできない。そうすれば、周りの方が見て見ぬふりをするわけにはいかないのです。通報することに義務があるのです。これは、法律でうたっているわけです。そして、通報者や届出の窓口は主に市町村になります。ということは、これ町に入ったら、町は速攻動かなければいけないはず。通報や届出を出した人は、不利益を受けないよう法律上保護されているほか、通報や届出をした人の情報は守られますとなっておりますが、実際なっているのでしょうか。私が聞いた限り、利用者が信頼してお手紙を託した当時の作業所ホイップ管理者は、騒ぎがあった後、理由もなく降格させられているというのを聞きました。南陽会の施設長は、あかまつ荘での自らの右腕だった職員を管理者に充て、南陽会は真っ向から虐待を否定しているというのでも保護者からも聞いております。これは、施設長がホイップの職員に対して只見の施設に異動させるぞとか、そういった脅迫により口封じされているということも聞いております。そのような事実を町はご存じですか。これは、答弁できないというふうにおっしゃるでしょうけれども、その辺、もしこういうことがあった場合、守られていないのです、通報した人の。そのことも含め、考えていただきたいと思っております。

やはり加害者だけがまだ働いている。だけれども、そこを利用している方の笑顔はなくなっています、ホイップの中で。職員も嫌な思いをしながら、びくびくしながら勤めているわけです。言っても何にも始まらないということを訴えてきます。そういったことがある以上、やはり私たちは何らかの形で訴えていかなければこれは進まないと思って、今回こういう形で質問させていただきました。ですから、これから、私が関係者から聞き取り調査や利用者の手紙などを拝見した中で、虐待が行われたことは間違いないと私は確信します。その点について、町、福祉事務所は調査をしているということですが、町としてはどのような判断をするか、今どう思っているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） こういう事案は、あってはならないということをまず申し上げておきたいと思います。

それで、南会津町にあるあかまつ荘の認可関係は県でございます。まず、町村はそれを意見としていただいて、そして認可は県である、県知事であると、こう私は覚えておりますけれども、またいろいろな相談町は管内の町村が全部でございます。そして、ここでいろいろな事案が出た場合には、まず管内の町村、あるいは県、そして管内の町村でも遠いところもありますから、そうした各町村に相談をかけるということだと思っておりますけれども、その法律、要するに2022年に成立条件としての認識は私は持っておりますから、今回の事案について正確なところが聞き取り調査が行われていて、またその内容については公表できないのであれば、私は県のほうで公表しなければ、それは分かることできませんので、それはご了解いただかなければならない。しかし、町としてはこういう事案はあってはならないと感じております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 確かにそうだと思います。ですから、この事件によって南陽会そのものが営業停止とか、県のほうはどう言ってくるか分からない状態の中で、そういう状況になれば、やっぱり多くの障害者の方が路頭に迷うということになってしまうわけですから、こうならないためにも早急に事実解明を行って、関係者の処分と今後の再発防止策を立てることで済ますようにしないと、大変なことになるかと思えます。それに対しても町で積極的に関与して、対応していただきたいというふうに考えております。

南陽会に関しましては、確かに南会津町にあって、あかまつ荘があって、その中で理事、職員いるわけです。その中に保護者会もあるはずなのです。ですから、やはりそういったところが一丸となって、この事件をどう解決していくのか。それは、やはり南陽会、それからあかまつ荘、保護者会、理事、全ての方が立ち上がってやっていただきたいって私は思います。私は、障害者のみならず、高齢者、それから児童、女性、あらゆる人に対する虐待、そして職員に対するパワハラ、先ほど申し上げた異動の件なんかもこれ完全にパワハラですからね。虐待と関係ないと言われればそれまでですけども、こうなると労働基準監督署の問題にもなりますので、やはりそういったところも含めてやっていくべきではないかと思っております。絶対これは許せないという、もう強い姿勢でやっぱり町も対応していただきたいと思えます。

ホイップは、下郷町町内にあるということから、私産業厚生常任委員長ですけども、産業厚生常任委員会としても、やはり所管事務調査なども進めて今後対応していきたいと考えております。とにかく利用者とそれを支えている職員、それを守りたいことが私の最大の目的だと考えておりますので、それを申し上げて質問を終わりたいと思えます。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 大変山名田久美子議員がおっしゃっているところは理解をできます。そ

れで、町としても県との協議の上、いろいろな意見は申し上げることはできると思いますが、そこはご了解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では、次の質問に移ります。

町内児童生徒の学力について。今年10月31日に、県では令和6年度ふくしま学力調査報告書を公表いたしました。この報告書は、2024年度の全国学力テストの結果で、全国の中で福島県は小学生が43位、中学生が41位という厳しい結果を受けた中で、報告書をまとめられています。学力向上の推進は、町の第6次総合計画におけるまちづくりの分野の項目に上げるなど、重要な施策であると思えます。この全国学力テストの結果、下郷町の平均点は県内でどの程度の順位だったのか、お伺いします。

また、県による報告書により多様な提言がなされていますが、町教育委員会ではこの提言をどのように捉え、対応を取っていく考えなのか。教育委員の皆様は、毎月会議を行っていると思えますが、この件について議題として協議、話し合いなどが行われたのか、行われたのであればどういったご意見が各委員会から出されたのか、お伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまの山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、国及び県が実施しております学力調査についてご説明をさせていただきます。まず、ご質問の冒頭にもあります、10月31日に公表され、県教育委員会のホームページにも掲載されておりますふくしま学力調査ですが、これは小学校4年生から中学2年生を対象に実施しているものでございます。一人一人の学力の伸びを経年で捉えることで、その子が学力をどの程度伸ばしたのかを見取る福島県独自の調査であります。順位等はございません。

次に、全国学力調査でございますが、これは小学校6年生と中学3年生を対象として、学力や学習状況を把握し、分析し、学習指導の充実や学習状況の改善を図ることを狙いとして実施しております。これは、正答率による順位づけをしております。ご質問は、全国学力・学習状況調査のことであると考えまして、その点でお答えさせていただきたいと思います。本町では、全国学力・学習状況調査について、少人数のために個人が特定される危険性や、過度な序列化が生じないよう配慮し、県内の9つの市で行っているように、この順位等結果については公表しておりませんので、全国平均や県平均正答率との比較でお答えさせていただきたいと思います。

まず、小学校国語でございますが、全国平均を1.3ポイント上回り、県平均を3ポイント上回っております。小学校算数は、全国平均を0.3ポイント下回り、県平均は3ポイント上回っております。県内の生活圏別に見ても都市部とも変わらず、比較しても大変す

ばらしい結果であると言えます。しかし、本調査を実施しました旭田小学校、6年生8名、江川小学校、8名、檜原小学校、4名と各校ともに少人数でありますので、1人の生徒の結果によってこの平均正答率が大きく変わってしまう状況でございますので、結果の一つとして捉えていただくのがよろしいかと思えます。

次に、中学3年生を対象とした国語と算数でございますが、全国、県平均を下回り、生徒の持っている力を十分に伸ばし切れていない結果でございます。しかし、下郷中の学力を分析してみますと、個々の学力の伸びは、ふくしま学力調査から見ますと、一人一人が持っている学力を着実に伸ばしている結果が見られております。

県からの提言もございましたが、学力向上の推進は本町の重要な施策の一つでありますので、教育委員会として本町及び各校の全国学力・学習状況調査の結果データを分析し、教育委員会として資料を作成して、学習内容の定着度、学習指導の問題点や改善点を明らかにした授業改善の視点等について、校長会及び町独自に展開しております四つ葉のクローバープラン推進会議、これは小中協力しての学力向上に向けた会議でございます。これをもちまして指導を行っているところでございます。そこでは、初めに児童生徒の学力を十分に伸ばし切れていない強い危機感を共有いたしました。そして、児童生徒の学力を伸ばすことができるのは先生方であることを再確認し、教師が教える授業ではなく、児童生徒が自ら学ぶ授業へと質的改善を図るために、校内研修を充実させていくことを指導したところでございます。

実は、この児童生徒が自ら学ぶ授業ということでございますが、全国学力調査の問題が答えを求めるといふ試験ではないのです。その問題をどのようにして解いて、この答えをどう導き出したかということを書き記述しなければならないというような問題がたくさんございます。特に中学校で順位がかなり下回っているのですが、そこで見られた結果としましては、その記述して説明をする問題に無回答という、そういう傾向が多々見られましたので、平均を下回ってしまったと。ただ、答えを求めるといふ問題については全国平均を上回るという、そのような結果も出ているところでございます。

また、教育委員会定例会におきまして、教科別、問題別平均正答率や児童生徒質問紙をデータ分析した資料を基に、教育委員の皆様にご説明を申し上げます。その中で、算数、数学を苦手とし、情報過多の問題や、示された条件を活用して問題を解いたり、筋道を立てて説明したり、まとめ、書いたりする力に課題があるため、全国学力・学習状況調査の各設問を取り上げながら、本町の子供たちの傾向を説明させていただきました。

次に、児童生徒質問紙からは、前年度同様に家庭学習時間に課題があり、平日及び休日の家庭学習時間が1時間未満と回答する児童生徒が各小中ともに6割から7割という生徒がおります。これは、非常に懸念される状況であることから、各学校でこれまでの取組の中で、家庭との連携をさらに深める必要があるとご指摘いただきました。それを受けて、校長会で週末課題などの対策を講じる指導をしたところでございます。

子供たちの学力を伸ばすことは、学校教育の大きな柱ですので、今後も教育に携わる我々みんながワンチームとなり、子供ファーストの姿勢でその歩を進め、これからの

時代をつくる、生きる子供たちを責任を持って育てていく覚悟で取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 質問しますが、これ県内の市町村との比較で、同じような規模の小学校とか、そういったところと比較したということはございますか。

○議長（湯田健二君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 特に他の町村との比較ということはしておりません。申し訳ございません。

○議長（湯田健二君） 山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では、あともう一点。

やっぱり年々複式学級が増えるということで、同じいわゆる小学生だと、2年、3年だとそんなというのもあるのでしょうかけれども、我々ちっちゃいときの学習内容と全く違うので、やっぱり我々今子供たちに教えるなんていっても、なかなか教えられないようなレベルのものがあるわけです。ですから、そういったところで複式学級による影響というのはあるとお考えですか。

○議長（湯田健二君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまのご質問でございますが、複式学級というものが学力等に対して影響があるかということでございますが、現時点で、昨日の答弁でもございましたが、校長先生方からのご意見の中に、複式学級、これに伴って学力に大きく影響するということはないというようなお話を伺っているところでございます。ただ、担任の先生は2つの学年を同時に展開していくというところがありますが、先生方それぞれ工夫されながら、また支援員は、特に小学校なんかでは特別支援ということではあるのですけれども、やはりそういう複式学級などで少しサポートをしていただくと、そういうような手当てをしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 残り5分となりました。質問者、答弁者ともに簡潔にまとめるよう努めてください。

（「了解いたしました」の声あり）

○議長（湯田健二君） 山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 先ほど教育長もおっしゃったように、問題を読み取る力、やっぱりこれって最近騒がれていますよね。問題を解くことができない。そうすると、記述をしないで無回答というのがやっぱりあるのですよね。その辺を考えると、やはり国語力、文書を読み取る、問題を読み取るという力をつけていくということは、本当に一番大事になるのではないかなというふうに私は考えているのですけれども、そういったことで、例えば記述であって、的を外れた回答であっても、やはり自分の考えがそこで出せるということはすごく素晴らしいことだと思うのです。だから、そういった国語力をつけるということも一つの方向性として考えていただきたいなというふうに私は思っております。

す。

まず、あとは学力だけが私は問題ではないと思いますが、人の心を育てると言うとおかしいのですが、やはり道徳が大分少なくなっているのが感じられるのです。昔に比べて道徳というのがなくなってきていますから、教科の中でも。そういった人としての生き方とか何かをきちんとやることも必要なのですが、やはり学力をつけるということは、子供たちにとっても親にとっても望むところなのです。ですから、小中学生を持つ親に意見を聞きますと、やはり学力というのにはすごく興味を示しています。やはり学力をつけたいというのはあるのです。ただ、それがままならない部分はあるのかもしれませんが、即効性がある対策というのがなかなかないと思うのですけれども、早急に取り組んでいき、子供たち年々成長しますので、やはり緊急性を持って施策を進めていただければというふうに思っております。このまま学力が低下してしまうようであれば、伸びている部分もあるのだと思いますけれども、やはり子供を外に出てというか、下郷を出て教育を受けさせたいという親も中にいるのです。でも、それはどこに行っても、ご本人の親、それからご本人の考え方だとは思いますが、やはりそういったことも含めて、下郷にいてもこれだけ勉強できるのだよというような方向性が見いだせるように、今後お願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（湯田健二君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ありがとうございます。ただいま山名田議員からございましたように、読解力、文書をいかに読むかという、その部分が本町では弱点であるということがございまして、令和3年度、私がちょうど就任したときに、各校長先生方からその課題を指摘いただきました。そこで、読解力テストというテストがございまして。それまで本町では導入していなかったのですが、それから読解力を高めるための読解力のリーディングスキルテスト、これを毎年実施するようにしているところでございます。

また、道徳教育ということですが、本町では、まず下郷中学校が令和4年、5年と2か年間道徳教育の指定を受けて研究をしながら、子供たちと共に道徳教育に努力をしていただきました。また、今年度は檜原小学校で同じようにこの道徳教育の研究指定を受けまして、先日全体的な発表会を行ったということで、そういう指定を受けつつ、先生方にも努力をしていただいている、そのような状況でございます。今後とも子供たちの学力向上のために頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 9番、星邦一、通告により一般質問をいたします。

ネギの特産化と肥料高騰への支援について。当町の農業発展材料の一つとして、ネギ

を町の特産品としていくこと、そして肥料高騰に伴う農家への支援について、今年6月の議会で一般質問をしました。その中で、両質問とも農業再生協議会の役員会で議論していくとの答弁で、さらにネギについては、生産者が増え、需要が高まれば特産品として扱い、農業の支援補助金として検討されることや、肥料高騰については、今後とも農業支援には力を入れていかなければならず、農業の支援は必要であるとの答弁が町長よりなされております。そこで、以下の点についてお伺いします。

1、農業再生委員会の役員は誰なのか。

2、6月議会以降、役員会は何回開催されたのか。

3、役員会において役員はどのような意見が出されたのか。

4、そば提供食堂は、大内宿をはじめ当町は多くの軒数があり、ほかの市町村に比べてネギの需要は大きいと考えるが、需要量の調査は行ったのか。また、その結果はどうであったのか。

5、生産者は、直接そば提供食堂に納める方、町内の直売所などに納める方、その他独自ルートでの販売など様々になっていますが、どの程度の生産者がいるかの調査は行われたのか。また、その結果はどうだったのか。

6、現在次年度の予算編成の時期であるが、ネギの特産化や肥料高騰への対策支援について予算化される考えはあるのかどうか、質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

1点目のネギ特産化と肥料高騰への支援についてでございますが、まず前段として、町農業再生協議会の構成についてご説明をさせていただきます。町農業再生協議会につきましては、平成24年に設立された組織でありまして、各組織の代表者からなる総会と、この総会に付すべき事項を検討する幹事会及び事務局会からなる組織でございますが、他の一般的な組織とは若干異なる形態を取っております。

これを踏まえまして、ご質問のほうにお答えさせていただきますと、1つ目の役員につきましては、再生協議会の規約上、会長1名、副会長1名、幹事2名となっております。会長は私、下郷町長、副会長は会津よつば農業協同組合代表理事組合長の充て職、幹事は総会において会員の中から選任することとなっております。現在は下郷町農業委員会会長、星正喜氏と、佐藤盛雄商店店主、佐藤盛雄氏が選任されております。

次に、2つ目と3つ目の役員会の関係でございますが、農業再生協議会の規約上、役員会は規定されておらず、農業振興策の検討、協議につきましては、幹事会及び事務局会で検討し、それを総会で諮るという仕組みになっておりますことから、以前答弁いたしました役員会というのは幹事会を意味しておりました。そのために、幹事会の開催として今回答弁させていただきますが、正式な幹事会は1回開催しております。また、農業再生協議会との別組織となりますが、県、町農業委員会、JAで組織されている農政連絡会議を2回開催しております。この農政連絡会議は、農業再生協議会と同一メンバー

で構成されており、ネギの特産化に向けた品種の実証や、新規農業者へのネギの生産振興方法、国、県の農業政策について情報交換や、各種事業の検討を行っております。

続いて、4つ目のネギの需要量の調査についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、ねぎそばが有名な大内宿を有する本町にとって、ネギの需要は大きいものと考えておりますが、具体的な調査はまだ行っておりません。

次に、5つ目の生産者の調査ですが、こちらは水田における転作作物としてのネギの作付面積については集計しており、14名が約70アール生産しております。そのほか、畑地で生産している方もおられるようですが、そちらは把握しておりません。

最後に、6つ目の予算化であります。まずネギの特産化についてですが、現在も先に特産作物としての位置づけはされておりますので、支援事業は継続していきたいと考えております。また、今年度中の策定が義務づけられている地域計画の策定により、地域ごとに耕作し守り続ける農地を位置づけ、地区内や地区外からの参入者も含めた耕作者を位置づけるため目標地図を作成し、計画化を進めていくこととなりますので、その中でネギを高収益作物として織り込んでいく予定でもあります。同時に、ネギの高収益化計画の作成も進めておりますので、今後計画に基づき、町の特産品としてふさわしい支援を検討してまいります。

肥料高騰への対策につきましては、これまでどおり有機肥料への助成は継続を考えておりますが、化学肥料等の高騰対策につきましては、国や県でも米価の農業情勢を勘案し、補正予算での対応をしておりますので、町としましても当初予算での対策は考えておりませんが、今後国や県の情報を把握しながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（湯田健二君） 星邦一君。

○9番（星邦一君） 今、まずネギに関してですが、6月の一般質問で町長の答弁では、農業再生協議会の役員会で議論して、生産者が増え、需要が高まれば特産品として取り扱って、農業の支援補助金について検討していくという答弁しました。9月の一般質問においても、町長の答弁では、町長として、農業再生協議会の会長として基幹産業である農業を支え、発展させていきたいという答弁をされておりました。今回の答弁では、まだ担当者レベル協議段階で、需要量調査の農家への生産奨励も行っていないと受け取りましたが、6月の議会から半年経過してそのような進捗状況であることに對して、町長はどうお考えでしょうか、質問いたします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） まず、担当課長からその経過について、今までの期間について説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長（猪股朋弘君） 今ほどの質問につきましてお答えさせていただきます。

6月議会、さらに9月議会で星邦一議員が質問された内容に対しまして、再生協議会のほうで進めていくという話をさせていただいたところではございますが、現在、先ほどの答弁にもございましたように、地域計画というものを今進めている最中ではござい

して、来年1月ぐらいからまた座談会のほうを進めさせていただいて、意向調査的なものも含めて地区に話を落として、どのように進めていくかというところも考えていきたいと考えてございますので、現在までの流れにつきましては、先ほど言いました協議会等によってというか……すみません。失礼しました。農政の連絡会議というものでお話をさせていただいたところではございました。今後の進め方としましては、結局先ほど申しましたとおり、生産者側の意向を組み入れて計画を考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） この6月から9月の間については、会議は農政連絡会議を10月にしておりますけれども、6月の前には5月の21日に農政連絡会議、5月の17日は幹事会ということで、農業振興に関する農業再生協議会も含めて会議はしておりますけれども、振興作物をいろいろなベースに乗せるということは時間がかかるのです。下郷町は、葉たばこ産業が主でやっていて、その葉たばこ産業がいろいろな事情で民営化されて、民営化によって集積場が集約されて、いろんな形でそれが生産が取りやめになってきている農家がたくさんおりました。それで、その葉たばこの作物の代わりに、それでは何を作るのかということの営農指導ができなかったことは、私は認めざるを得ない。その中でいろいろな作物ができて、花のをやったり、リンゴをやったり、国の農地整備の関係で開拓パイロットをして生産を上げようとしたこともあったし、いろいろな形で農業は紆余曲折に振興策を図ってまいりました。今邦一議員のおっしゃるネギの生産についても、そう早めに、農家の人たちが受け入れて作りましょうということになるまでは、課長も答弁したように、私も1回目の答弁をしたように、地域計画でいろいろなネギを生産すると高収益になるのですよということを理解されて、そして初めて農業再生協議会や農政連絡会議などで協議されて、そういう生産する先生というか、指導者を招きながらやっていくことがネギの広域化、広域作物になると私は考えておりますので、その辺をご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 星邦一君。

○9番（星邦一君） 本町における農業の特産物については、米のほかにリンドウとかソバが代表的なものかと思われませんが、これらはなお町がJAと一緒に生産をし、奨励し、特産化された経緯があります。現在、リンドウ農家なんかも減少傾向にあります。一時期は、全国でも名をとどろかすほどの名産地でした。ソバについても、町やJAの主導により、落合、十文字、音金、それぞれソバの生産組合を組織化するなど、機械購入、施設設置補助などを受けて成長しているのが今の現在に至っております。

そのような中で、町長のネギに関する答弁を聞きますと、生産者が増えればといった、あまり何か積極的に感じないなというのを思っております。今、高収益化計画の作成を進めているということですが、いかにも役所的で、これらを農家の方々に言っても理解されるかどうかですよね。そもそも計画を策定する前に、まずは農家にやる気、元気を

出させることが最優先ではないでしょうか。町長が先頭に立ってネギを作るぞと言えば、相当数の農家の方がやる気を出して、それが農業発展につながるのではないのでしょうか。町の財源も分かりますが、作る人がいるから補助金を出すのではなくて、補助金を出すから作れというようなくらいの、そういったことでないと、高齢化した農家の方々は生き残れないところまで今来ているのです。そういった意気込みが町長があるかどうか、お伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 非常にお話を聞きました。私は、私の方針としては、いろいろな分野の産業の人たちから、そして相談を受けながらやっていくと、それと同時に私が先頭になってやっていくということは、非常に考えておりました。ですから、この農業振興につきましても、再生協議会で、総会やら何やらで会長として発言をする、そのときに、ネギの問題だとかリンドウの問題、昔はリンドウなんて十何名かがやって、すごい収益を上げていた。そういうときには、いろいろなリンドウを持って町の宣伝に行ったものです。ですから、そのようにするためには、やる気、元気は、私先頭になってやりますけれども、この先頭についてはやっぱり担当課なのです。担当職員なのです、何でも。観光でもそうなのです。私は、やれ、そういうことを言ってしまうと、やっぱり職員が固まってしまうので、それはあまり言わない。ですから、町長、どうだ、これをやるべきだろうという職員が出てくればいいのです。予算化なんていうのは、あくまでも私が削ったような予算はあまりないのだから、これははっきり言って。建設でも商工業でも観光でもそうなのですよ。

やっぱり農業については、私はちょっと役場職員の中でも、農業の農林課に勤務したというのはあくまでも若いときの会計、支出と収入の関係だけだったので、これから振興については、俺は非常に邦一議員のを賛成ですから、一緒にその振興策を取って、予算も十分つけるような方法をこれで、今年度の1月から2月にかけて地域計画がありますから、そのときぜひその話題というか、ネギの生産者の内容について県の指導の下に説明をして、生産者を増やして、予算までを確保するというような、令和7年度の予算をやはり担当課で考えて出してもらいたい。私は、邦一議員にそれだけ言われているのなら、それを受け止めてやりますよ、実際。そのくらいでないと、農業は進行しないと。やっぱり担当の職員が一生懸命情熱を持ってやるということなのです。私は、いつもそれを言っているのです。情熱がないということは仕事も遅れるし、予算もつけないと。予算をつけないというよりも、予算が要求されなければ駄目なのです。これを分かっていたら、私はあんまり職員のことをこう言っただけは、自分、町長として申し訳ないと思うのだけれども、そういう指導もしていきます。ご理解ください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 星邦一君。

○9番（星邦一君） 熱い答弁ありがとうございます。

それでは、大きな質問の2点目、水稻維持に向けた集団化について。現在、国の農業に対する支援は、認定農業者、農業法人などに限定されており、その内容も耕作面積が

相当規模を上回ることや、スマート農業への取組など、かなりハードルが高くなってきており、当町の農業情勢では大半の方々が無利な補助が受けられない状況です。実際私も今年、同じ地区の農家の方と共同で水稲栽培に伴う農業用機械の補助を受けて導入しようと試みましたが、1人10ヘクタール以上、10町歩の耕作面積がないと該当にならないことから断念した経緯があります。

先ほどの質問でネギの特産化について質問をしておりますが、それ以上に当町の農業は水稲が主体であり、その中で10町歩を超える水稲栽培農家の数はごく僅かであると思われまます。町では、借入れの際の利息に対しての支援など行っているようですが、水稲栽培に必要な農業用機械は高額で、現在使用している機械が故障したら水稲栽培をやめるという方も多く、このままでは当町の主産業である水稲も衰退し、農地の遊休化も増加の一途をたどることになります。

このような状況を踏まえ、町が国に代わって補助ができれば問題ないと思われまます、町の財源にも限りがあることは十分承知しております。主産業である水稲農家を維持していくためには、補助だけではなく、様々な要因がありますが、多くの農家、そして水田を維持していくためには、その地区または隣接地区との合同による組織化が必要であると考えまます。しかしながら、農家の方々は、組織化といってもどうやって立ち上げればよいのか分からず、規約等の作成にも頭を悩ませているのが実情です。そのためにも、町主導で集団化が可能な地区は組織化、そして法人化していくなどの支援が必要であると思われまます、町長の考えを伺いまます。よろしくお願いまます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めまます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 次に、大きな2点目の水稲維持に向けた集団化についてでございますが、議員おただしのとおり、現在の国の農業政策は大規模農家の支援にかじを切っている傾向がございますので、本町のような小規模農家の多い地域にとっては厳しい状況になっております。こうした地域の農業の存続のためには、農家の方が共同で営農を行う組織化は重要であると私も感じております。農業の組織化、法人化につきましては、下郷町農業再生協議会において相談の対応や法人登記費用の助成などを行っており、実績として町内でもここ2年で2地区の集落営農組織の法人化を支援しております。

農業の組織化、法人化に当たっては、農地法や会社法などの法に基づく判断でもあり、経営手法や定款の作成など様々なハードルがございますので、専門的な知識も必要となってまます。町の指導のみではどうしても限界がございます。そうしたことから、町では県が設置しました福島県農業経営・就農支援センターの指導の協力を得て、法人化に向けた支援を実施しております。本センターは、令和5年4月に福島県とJA、県農業会議、県農業振興公社が共同で設立した組織となってございまます、新規就農者の支援や経営の法人化、さらには集落営農組織の設立など幅広い分野の専門家が在籍しており、無料で指導員も派遣していただけるようになってございまます。町内の各地域により営農体系は様々でございますので、一概に町が指導して組織化というのは難しいかもしれまます、地域からの要望がございまましたら支援をさせていただきます、主産業である水稲維

持につなげていければと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 星邦一君。

○9番（星邦一君） 一昔前までは、町やJAの営農担当職員が頻繁に各地区に寄って回り、農家にとって有利な情報を伝え、そしてやる気を出させ、その後に町やJAが主体となって進めてきていました。ただ、つい最近、ここ最近ですね、JAの営農部門が田島地区と統合になり、田島に事務所を構えている関係から、あまり農家に顔を出すこともなくなりました。そういった中で、各農家にとって情報がなく、もがくしかない今の現状であります。地域からの要望があったらという答弁ですが、地域から出させるようにまず元気づけることが大事ではないでしょうか。農家としては、JAに期待が持てなくなった今、頼るのは町しかない状態なのです。要望があったという待ち姿勢ではなく、積極的に前に出て、農家を元気づける役割になっていただきたいと思いますが、町長、どうですか。お伺いします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 私もJAの営農が一本化されたと、これは残念でならないのです。これ町にも全然相談もない。そして、こっちの責任者については、1人が2つの役を担うというようなことを聞きましたけれども、JAの職員というのかが替わったときさえ、私のところに一つも、来てもらいたいと思うのですが、来ないのです。それは私は残念でならない。お互いにそうした、共済でもそうだし、営農でもそうです。相談をして、下郷町の農業をどうしようかというぐらいの話をする。職員がいるのだから、来て相談、私がでは農協に、人事異動については私は農協の人事異動は分からないです、いつ替わるのだから。ああ、あの人、2月頃替わったのだなんて言われて、それさえ分からないのだから。それで、ごく最近だけでも、JAの営農の親方は誰なのだと聞いたら、それは今統一して、田島JAの支店にいるということも聞いて、あらっと、そう思ったのですけれども、まず邦一議員が言われるように、以前は行って、酒を飲みながら、農業振興だとか、こういうふうにすべきだとかと、特に落合集落なんてやったのです。だから、それがあから、そうして今までの農業振興、ちょっと止まってきた。だけれども、これから大変だということを今質問されていると。だから、これに基づいて私のほうは、町だけではできないと、県の指導を受けながらやっていきたいと思いますよということの答弁をさせていただきました。

地域から要望がございましたからというのも、これを付け加えて言いましたけれども、私の基本的な農業振興の考えは、やっぱりJAさんの営農活動をちゃんとしてもらいたい。それに基づいて、町の営農もやっぱり予算化するのがまず、そこのお金が出る場所は町の税金だとか、国の支援だとか県の支援から、何にしたって初めて農業振興が先立つわけ。要するに町だけの予算で振興策を取っても、それは少々の予算化はされますけれども、それが農家に行ってプラスになるというような予算では大変難しいのですが、予算の組み方について。ですから、ほとんど今までやってきた農業の振興策については、国が十分な措置をしているから、こうしてやっている農家の方もいらっしゃる。だから、町だけではできません。間に入っている農協と、町と農協と県と国、国はお金を出して

くれるようになっておりますので、予算化されますので、十分に国は用意して待っているのです。しかし、下から上がっていくのが、なかなか計画づくりだとか、そういうのが上がってこないから、なかなか国の予算が引っ張れないということがありますので、これからはやっぱりJAさんとよく我々協議して、どういう戦略を持って、ネギの振興だとか、米の水稻維持のための政策を持っていくかということも、やはり十分に考えてやらなければならない。考えるよりも率先してやらなければ駄目。農家の皆さんの声を聞きながら、出向きながらやっていくということになろうかと思っておりますので、人材の確保、これを優先に、今度の当初予算の関係、あるいは人事配置の関係を考えてやっていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 星邦一君。

○9番（星邦一君） 熱い思いありがとうございます。

我々議員が持っている議員必携ですか、あの本なのですが、その中に一般質問の場では要望はしてはならず、一般質問は町政をたずねることや、議員個人として提案する、そういう場であるということが記載されております。ですので、またこの一問一答というのもやっぱり議員の質問、そして町執行部の答弁で終わらなければならないというふうに私は先輩方から教えられた記憶がございますので、そのため最後の質問で終わらせていただきますが、遊休農地が増加し、そして各農家が高齢化していますが、私はまだまだ農業を再興していく策が残されていると思っております。それには、今町長さんが言った県、JA、いろんなところの関係機関ですが、やはり情報公開、情報を提供するというのは、先ほど言ったJAさんが農家を回るといのがなかなかできないものですから、やはりここは、町長さん、何回も私言っていますが、町主導で何とか農家を引っ張ってやっていくのが必須だと考えております。ただ、農業と観光の町として、その一つである農業への町長の思いが農家に届いていないのです。今本気になって、そういう考えで、ぜひこの場でその思い、もう一度だけ聞かせて、最後の質問といたします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 何十年か前のことを思い出しますが、担当課長が行って、酒飲みをして、その職員が運転して、何時間もいた覚えがございます。その担当課長の熱意がやっぱり農業振興につながっていたと思います。そんなことを今質問されて思い出しますが、そうした農業の振興をやるべきだと前の2次答弁にも言いましたけれども、それが一番大切だと思う、何事についても。農業についてもそうです。観光についてもそうなのです。そういう情熱を持って、やっぱり直接当たると、だから現場に行けと、机でやっても駄目なのだということを私は常々職員には言っているのです。旅費が足りなかったら、俺の旅費から持っていけと。昔は町長に、俺が町長時代に、お金がないから、交際費持っていったいいかと言って、そしてもらっていった、やっぱり直接会って協議をして、協議って話合いをしたということもございますので、ぜひ職員はそういう形で、現場主義だ。行って直接農家の人と話し合う。いろいろな情報が入るので、だから。

私はいろいろな、国、県、町、そのほか団体、広域、環境、こういう会議に、会津総合開発協議会もそうです。そうすると、その時間だけで取られてしまう月もあるので。そうすると、町のことについては、やっぱりそのように担当課で十分協議しながら、現場に行って、直接会ってやるということがこれから求められるというよりも、やるべきだったのですけれども、それが少なかったのかなという反省はします。今後そのようなことのないように、人材確保、他団体との話し合い、協議、これを進めていくと、県の指導も受けるというようなこともしながら、予算確保や人材確保や指導を受けると、こういう3つの立場で、考えで農業振興に当たっていきたいと、こう思いますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで9番、星邦一君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時24分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午前11時35分）

次に、5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 議席番号5番、猪股謙喜。質問通告書に基づいて一般質問を行います。

大きなタイトルで2つありますので、ここでは1番、雪室についての質問をいたしたいと思います。野菜の貯蔵と販売に雪室の利用を図ってはどうかという質問でございます。雪中野菜の認知が広まっております。雪中で野菜の糖度が増し、その人気も糖度が増すことで、物産館等もありますが、最近では下郷産ではないところでも、雪中野菜という形でスーパーで売り出しているところもございます。雪中野菜の場合は、生産者が必要な分だけ収穫して、冬期間の安定につながります。しかし、降雪量に左右されやすいことがこの雪中野菜の難点だと思っております。雪が深ければ、雪掘り、搬出に苦労することもあります。

そこで、雪室により野菜の保存性と出荷の労力の軽減を図れることがあると思いますので、今日の質問といたしました。雪室は、雪の性質上、氷点下にはなることはありません。そして、解けるときに多少湿度が維持されると、室の中で湿度を維持することができるという利点がございます。そういった保存性と、出荷の労力も、集荷時、それから雪室に入れるときの忙しさを除けば、保存してしまえばあとは出荷というふうに、出荷の労力が軽減できると思われれます。さらに、暖冬対策と、それから例えば収穫期が降雪期と多少ずれた場合に、仮に電気で空調を整えるということをするれば、より収穫の時期を計画的にできて、あとは雪が降るのを待つ。雪が遅ければ、多少電気代がかかるかなといった部分はございますが、出荷に関しては冬期間の各農家の収入源となるはずでございます。そういった暖冬にも対応できる雪室も可能ですので、この雪室を試験的に導入を図ることを考えてみてはどうかということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

1点目の雪室についてでございますが、確かに特別豪雪地帯に指定されております本町にとって、雪の利活用は様々な可能性を秘めているものと考えております。雪室につきましては、議員のおただしのおり、野菜の高付加価値化や出荷時期の分散、さらには野菜以外にも日本酒や加工品の貯蔵などにも適しているなどと利点が多くございます。しかしながら、降雪量に大きく左右されますことや、施設の建設費用、雪や野菜の運搬費用、また空調可能な雪室併設となれば、その分の電気料などのランニングコストも通常の貯蔵庫とは異なり、大きな負担が予想され、さらには貯蔵に適した野菜の確保も必要となってまいります。また、現在農家から雪室設置についての相談や要望も上がってきておりませんので、その導入に関して検討は行っていない状況でありますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） それでは、答弁に対し質問いたします。

雪室の利便性は、町長もご理解していることございまして、問題は建設費、ランニングコスト、最大の問題は雪室の希望がないということで、私のこの雪室に対する思いに希望がないのかなと思われてしまったような感じもしたのですが、まずランニングコスト等は、雪を室に押し込めるといふとき、空調を用いた場合、風だけで空調を図るのか、それとも冷房施設を使ってのなおかつ送風による貯蔵で、ランニングコストは変わるといふ思います。主に電気代等ですか。ただ、ランニングコストは雪室だけで維持でかかりますが、野菜の販売代金で大分そのコストの分を回収できるのではないかと。市場に出すのではなくて、農産物の直売所等に出すことで、そういった市場手数料等がなくなり、最低その販売手数料である5%なり10%かかるといふ思えば、生産者価格で市場に出す、卸価格でスーパーに出すよりも、農家の取り分が多い分だけそのコストが回収できそうな気はします。こちら辺、申し訳ありませんが、原価計算等はやっておりませんが、スーパーの販売価格の半分はコスト、半分は利益です、生鮮食品の場合。魚介類もそうです。安売りで夕方、夜行って、ああ、5割引だといふ喜んで買っても、スーパーは原価はちゃんと回収しております。そのぐらいスーパーの値段、生鮮食品に関してですけれども、そのぐらいの利幅というのはスーパーでも見ております。ですから、農家が直売所なり、例えば下郷という物産館、道の駅で販売すれば、そういった部分が回収できるのではないかと考えております。

問題は建設コストですけれども、これはやはり造り方で、当然断熱性の高い建物を建てなければならぬという部分がありますが、建物というか、入れ物と考えれば、船便か何かに使うコンテナ、あれで空調の効いたコンテナがございまして。場合によっては、中古のコンテナを幾つか手に入れて、それを利用すれば建設コストを、申し訳ありません、試算しないでただ質問だけで言って申し訳ないのですが、そういった可能性もござ

いますので、今後私もコスト面調べていきたいと思いますが、ここでは、今日はそういった一応反証という形で、町長に対する私もこういう考えでやっていますよということでも言わせていただきます。

あと、農家の要望がないので、補助等も含めて導入はまだまだだと、いわゆる農家の熱意が足りないから、熱意が届かないという状態みたいですので、もう少し山に芝刈りに行って、熱源を蓄えて、各農家に配って、ちょっとずつ温めていきたいなと思っておりますので、当面は、こういう町長のお答えですので、ああ、無理かなと思いましたが、この雪室の問題は、また私もいろいろ情報を収集して、再度質問させていただきます。今回は、本当にお答えくださってありがとうございます。

では、2番目の質問に行きたいと思えます。

○議長（湯田健二君） 答弁はよろしいですか。

○5番（猪股謙喜君） ええ。やらないよというお答えが、熱意がないとできないよということなので、もっといい回答をいただくには、もう少し熱の籠もった部分を訴えていきたいなと思えます。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） ありがとうございます。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君） 町長。

○5番（猪股謙喜君） どうぞ。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 1回目の答弁では理解してもらえないから、私が言います。

○議長（湯田健二君） 星學君。

○町長（星學君） それでは、猪股議員の最初の答弁と、また今再質問の答弁をいたしたいと思えます。

非常に雪室の設置については、全国でも豪雪地帯の市町村では実施しているところもございまして、管内では、JAさんがトマトの保存のためというか、冷風を吹き出すのに、室でなくて雪を建物の中にためて、そして夏の冷房に使っているというようなこともあります。そして、そのところに酒を入れて、それを冷やしていただいているというようなことも実際にはあるのです。

そして、この雪室の設置というか、試験的に導入することはないですかという質問ですけれども、今直売所、道の駅はじめいろいろな直売所が何か所かございまして、頑張る農業、農の贈り物等で頑張ってくださいしておりますけれども、生産者が高齢化になって、生産量が少なくなってきたのです。ですから、これを頑張ってもらってやっていくということは、なかなか厳しいものがあるのです。ですから、ランニングコストをかけるよりも、やっぱりその辺を頑張ってください、直売所に売上げの何%か、今5%あげているのですけれども、その係る分を、そうした頑張る農業、農の贈り物などに出していただいたものについて、その分をやっていくと、頑張ってもらおうというような方法のほうが私はいいのではないかと思うのです。新たにその施設を造って、人権費を

かけて、そして運営していくということは、なかなかリスクが高いのではないかと思います。ですから、いい提案ではございますけれども、私はもう少し時間をかけて研究していただいて、そしてもう一度話合いの場に着きたいと、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） ありがとうございます。

では、2つ目の質問に移ります。新年度予算案についての質問でございます。今12月ですから、各課とも新年度予算のための作業に取りかかっているものと思います。そこで、ここに箇条書で申し訳ありませんが、4項目と書いてみました。

人口減少に対する施策、特に移住促進と住居の供給についての新年度に係る予算配分。

それから、子育て支援、特別支援と制度の見直し、拡充ということで、これも子供が増える要件の一つがこの3つが大事だと思ひ、ここに掲げてみました。これに対する新年度の予算案について、どのように考えておられるのか。

それから、教育環境整備、通学支援と子供の放課後の過ごし方。これもやはり各家庭の問題、学校のハードウェアの問題も含めて、新年度でどのように反映していくのかということをお聞きしたいと思ひました。

最後に、高齢者の独り暮らしに対する見守り体制と支援の拡充ということで、これ数日前の新聞にも出ていましたが、県のほうで取りまとめてどうのこうのと紙面上に書いてありましたので、これも恐らく下郷で切迫した事態でありますので、新年度でどのように予算に反映するおつもりなのか、お聞きしたいと思ひます。

財源が限られている中で、他市町村との差別化を図る時代になっております。下郷に安心して住みたい、子育てしたい、そのようなまちづくりが求められていますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 次に、2点目の新年度予算案についてでございますが、議員おただしのとおり、全国の各自治体においては、人口減少対策や子育て支援など、様々な取組が行われております。本町におきましても、これまで町の最上位計画であります下郷町総合計画及びそのほか諸計画等に基づき、国、県指導によるものをはじめ、各分野において施策を展開してきたところでございます。

新年度予算につきましては、現在編成作業に取り組んでいるところでございますが、その財源につきましては、町税収の大部分を占める固定資産税の大幅な減収傾向が続いている状況などから、引き続き健全財政の維持に努めなければならないものと考えております。また、近年、物価高騰をはじめとする不安定な社会情勢などからも、国及び県の動向を十分注視し、町が実施する事業として活用可能な地方財源措置等を積極的に取り入れながら、経常経費の削減や町債の発行抑制等の措置を講じていく必要があります。その上で、新年度予算編成における基本的な考えといたしましては、これまで実施してきた事業についても精査しながら、下郷町総合計画に基づく分野ごとの施策内容等につ

いて、事業の優先順位や事業費の配分バランス等を加味した上で予算に反映し、同計画に示す下郷町の将来像の人口を目指してまいりたいと考えております。

議員おただしの人口減少、子育て支援、教育環境整備、高齢者の独り暮らしに対する支援に関しても、住んでよかったと、ずっと住みたいと、住んでみたいと思えるようなまちづくりを進めるためには、引き続き取り組むべき課題と認識しておりますので、先ほど申しあげました予算措置の基本的な考え方にに基づき対応してまいりたいと考えておりますが、現在予算編成の作業中でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） ありがとうございます。まずは、様々な歳入予定があつて支出を考えるとというのが予算の基本であることは、重々承知でございます。まずは、そういった情報収集活動から始めなければなりません。今年には特に衆議院で、国民民主党ですか、103万円の壁とか100万円の壁というのがマスコミ等でもいろいろ出回っていますが、こういったことは町税に関する部分に直結してまいる部分でありますから、すぐには税制改革と、改正となるかどうかは分かりませんが、いずれ1年後、2年後にはそういった、例えば町県民税の収入が増えそうとか、減りそうとか、そういったことから始めて、歳入という部分があつての歳出を図るとというのが正しいのかなと思っております。

そこで、町長の答弁の中で、固定資産税の場合はどうしても評価額と、それから地目の変更ですか、そういった部分がありますので、なかなか増やそうとかというのは難しいですが、ただ働き盛りの人口帯、年齢層の人たちが下郷に住んでもらえないと、なかなかこの税収入安定化は図れない部分があります。その中で、前回は住居という面で質問いたしましたが、今回は子育てと教育ということに着目して質問した次第でございます。こういった部分は、大体が横並びで各町村補助、支援等を行っておりますが、下郷町ではどうしても国道が3本、枝松、南倉沢、戸赤と、戸赤のは県道ですけれども、どうしても分散型の町になってしまって、通学の問題が一番まずはネックになるのかなと、この通学に対する支援がまず1つ必要ではないのかなと。これは、将来振興計画ではどうなるか分かりませんが、今問題の小学校の統合ですか、これにも関わる問題ですので、この通学に関する部分で、予算も含めてやはりよく考えていかなければならないかと思っておりますが、そこら辺の町の考え方、教育委員会の考え方もお聞きしたいなと思っております。

それから、放課後、ここでは最初の質問で、放課後の過ごし方ということで特別お答えはなかったのですが、先ほどの同僚議員の全国の試験の結果の教育長の答弁の中にもありましたが、授業以外の部分での支援という部分も今後どのように、学校と家庭との協議ではあると思っておりますけれども、そういった部分で、この放課後の過ごし方で改めて教育委員会で話されたこと、学校と保護者で話されたこと、何かございましたら、この点お答えがなかったので、お答えというか、この辺もう少し知りたいなと思っておりますので、できればお答え願えればと思います。

高齢者の独り暮らしも今後、家庭では老老介護と言われていることが早くから言われていまして、今はもう独り暮らしの人が増えておりますので、そういった見回りの部分

も含めてどういったことを今後予算を措置したり、人材確保をすべきか、お考えがあればお話ししていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 正午となりましたが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力お願いいたします。

それでは、答弁をお願いします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 再質の趣旨は分かりますけれども、要旨をちゃんと質問していただければ、これ新年度予算案についての質問なのでしょう。今最初に答弁した、私、現在予算編成作業中ですので、ご理解いただきたいと思っています。だから、それを理解していただかなければ、今2次質問にしている内容については要旨をちゃんとまとめていただいて、それでお話をしないと、なかなか答弁できないです。よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 答弁の中で、高齢者の独り暮らしに対する支援に関しても引き続き取組課題としたいということですので、そこら辺の答弁がありましたので、独り暮らし、高齢化のお話に再質問で入ってしまったことはおわびしますが、そういった独り暮らしに対する新年度の編成における町長の考え方ですか、それをお聞きいたします。

それから、教育環境整備ということで、そういった教育環境整備といってもハード面、ソフト面があります。そういった面で、私の質問要旨の中で家庭環境という部分でもし何かあれば、そういった環境整備の一つとして予算で何か措置ができるものがあれば、今まだなくても、予算案ができる2月までは時間がありますので、まだできていないけれども、考えていることがあれば、こういった答弁の中で教育環境整備に、今町長の答弁ですが、もし教育長も何かお考えがあれば教育長のほうからも言ってもらえれば、新年度に関する部分で何か一言あればお話ししたい。

では、この2点だけにいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、猪股議員のおっしゃっていることは重々承知します。新年度予算については、今編成中であるということだけお伝えして、その中身についての今議論は控えたいと思います。十分におっしゃっていることは理解しますので、今編成中ですから、私が先に言うってしまうようなことになってしまうと逆になってしまう、各課長さんが。だから、それを理解していただいて、編成作業中ですので、答弁には控えたいと、こう思います。よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 大変、新年度予算の編成中でお話しできないことがほとんどだというのはご理解しました。まだ決まっていないものに対して、町長が町長の立場から特別あれやれと、これやれよりも、各課の予算を見守ってから町長が判断して順位づけをつけるのかなという想像して、今までやってきたものと思っておりますので、引き続き

各課の職員の予算編成頑張ってもらって、振興計画に基づいた予算編成となり、より住みよいまちづくりに生かせる新年度予算を目指してもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

- 議長（湯田健二君） 答弁はよろしいですか。
- 5番（猪股謙喜君） はい、別に求めません。
- 議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。
- 5番（猪股謙喜君） ないです。
- 議長（湯田健二君） これで5番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
-

日程の追加

- 議長（湯田健二君） お諮りします。
会議日程の変更につきましては、本日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って、直ちに日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。
よって、直ちに日程に追加することに決定いたしました。
追加議事日程を配ります。
（資料配付）
- 議長（湯田健二君） 配付漏れはありますか。
（「なし」の声あり）
- 議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。
-

追加日程第1 会議日程の変更について

- 議長（湯田健二君） これから追加日程第1、会議日程の報告を行います。
今会議の日程は、さきに配付しておりました日程表のとおり、12月9日（月曜日）から12月13日（金曜日）までの5日間を予定しておりましたが、本日開会の議会運営委員会において、本日配付してありますとおり、12月9日（月曜日）から12月12日（木曜日）までの4日間に変更することに決定されたことを報告いたします。
以上で本日の日程は終了いたしました。
再開本会議は12月12日であります。
議事日程を配ります。
（資料配付）
- 議長（湯田健二君） 配付漏れはありますか。
（「なし」の声あり）
- 議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。
本日はこれにて散会いたします。
本日はご苦労さまでした。（午後 0時11分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月11日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和6年度下郷町議会12月議会会議録第4号

招集年月日	令和6年12月9日			
本会議の日程	令和6年12月9日から12月12日までの4日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和6年12月12日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和6年12月12日	午後0時12分	議長 湯田健二
応招議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番 湯田 純朗
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番 湯田 純朗
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	11番 星 能哲	1番 渡部 哲		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 佐藤 英勝
	税務課長兼会計管理者 玉川 清美	町民課長 星 敦史	健康福祉課長 湯田 浩光	農林課長 猪股 朋弘
	参事兼建設課長 玉川 武之	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 只浦 孝行	農業委員会事務局長 大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 玉川 和哉	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年度下郷町議会12月会議議事日程（第4号）

期日：令和6年12月12日（木）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第12号 専決処分の報告について
(専決第3号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 2 報告第13号 専決処分の報告について
(専決第4号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 3 議案第24号 南会津地方環境衛生組合の解散について
- 日程第 4 議案第25号 南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 5 議案第26号 南会津地方環境衛生組合同規約の変更について
- 日程第 6 議案第27号 南会津地方広域市町村圏組合同規約の変更について
- 日程第 7 議案第28号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 8 議案第29号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 9 議案第30号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第31号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議員提出議案第3号 下郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定について
- 追加日程第 1 町長提案理由の説明
- 追加日程第 2 議案第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 追加日程第 3 議案第33号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 追加日程第 4 議案第34号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 追加日程第 5 議案第35号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第9号)
- 追加日程第 6 議案第36号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 追加日程第 7 議案第37号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第 8 議案第38号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 追加日程第 9 議案第39号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)
- 散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

お知らせいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第12号 専決処分の報告について

（専決第3号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第6号)）

○議長（湯田健二君） 日程第1、報告第12号 専決処分の報告について（専決第3号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第6号））についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。

議案書1ページを御覧ください。報告第12号 専決処分の報告について（専決第3号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第6号））でございますが、2ページを御覧いただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,178万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億9,216万1,000円とするものであります。補正の概要でございますが、本補正につきましては、去る10月27日に執行されました衆議院議員総選挙につきまして、県選挙管理委員会より令和6年10月1日付で同選挙が執行される見込みである旨の通知があったことから、その執行に要する経費を計上させていただいたものでございます。

9ページを御覧ください。歳出でございますが、総務費、衆議院議員総選挙費におきまして、10ページにかけまして執行に要する人件費及び物件費等の合計で1,178万9,000円を計上し、歳入におきましては、その財源として県支出金、衆議院議員総選挙委託金を歳出同額の1,178万9,000円計上しております。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年10月1日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 質問1件させていただきます。

需用費です、10番の9ページ。これで、消耗品費が250万円ですか、これの大体の内訳分かればお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま5番、猪股議員の質問にお答えいたします。

詳細の項目それぞれはこちらに控えておりませんが、主立ったものに関しましては掲示板の経費となっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙……

（何事か声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君） では、すみません、追加で。

一応、予算上ですが、掲示板が約200万円、一般消耗品が50万円という予定となっております。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第12号 専決処分の報告について（専決第3号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第6号））についての件を終わります。

日程第2 報告第13号 専決処分の報告について

（専決第4号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第7号））

○議長（湯田健二君） 日程第2、報告第13号 専決処分の報告について（専決第4号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第7号））についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） それでは、11ページを御覧ください。報告第13号 専決処分の報告について（専決第4号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第7号））でございますが、12ページを御覧いただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ577万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億9,793万6,000円とするものであります。補正の概要でございますが、本補正につきましては、令和6年度9月会議で専決処分のご報告をさせていただきました防災無線の落雷被害による修繕について、追加の費用を計上させていただいたものでございます。

19ページを御覧ください。歳出でございますが、総務費、文書広報費におきまして、防災無線中山中継局等の落雷被害による修繕料を577万5,000円計上し、18ページにお戻りいただきまして、歳入におきましては、その財源として諸収入、建物災害共済金を歳出同額の577万5,000円計上しております。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年10月7日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

なお、詳細につきまして、この後所管課である町民課長がご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） 私のほうより報告第13号、防災行政無線の修繕について詳細をご説明させていただきます。

まず、お手元にごございます報告第13号資料を御覧ください。本修繕につきましては、9月会議でご承認いただきました箇所以外における損傷箇所の確定に伴う追加計上でございます。お手元の資料でございますが、1ページ目が中山中継局位置図、2ページ目が中山中継局無線設備と各行政区塔にごございます屋外拡声子局無線設備、3ページ目が中山中継局無線設備の機器図面、4ページ目が中山中継局の非常用発電設備、5ページ目が屋外拡声器無線設備の機器図面でございます。

資料3ページを御覧ください。中山中継局敷地内には、アンテナ、無線設備の入った中継局舎、非常用発電設備があり、中継局舎には同ページ左側の役場向けと、右側の屋外拡声子局向けの無線設備がございます。9月会議の時点では、左側にごございます親局向けの制御部における損傷が確定しておりましたが、その後の調査により、無線部、アンテナ切替え部の3か所に損傷が確認され、子局向けについても、操作部、制御部、無線部、アンテナ切替え部、電力増幅部の6か所において損傷が確認されました。

続きまして、4ページを御覧ください。非常用発電設備においては、制御部内に2枚基板がございまして、どちらにも損傷が確認され、基板を交換しましたが、設備が作動しないため、現在制御部より先の機器類を調査中でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。各行政区塔にごございます屋外拡声子局におきまして、十文字地区に設置の屋外拡声子局において、受信装置の制御部における損傷が確認されました。損傷箇所を合計しますと、中継局舎で9か所、非常用発電設備で2か所、屋外拡声子局で1か所の全12か所でございますが、非常用発電設備につきましては、今ほどご説明させていただきましたとおり、損傷箇所の全容解明に至っていないため、今後確定次第計上いたします。

また、修繕費用につきましては、無線設備となります中継局舎内及び屋外拡声子局で390万5,000円、非常用発電設備で187万円、合計577万5,000円でございます。

以上、防災行政無線の修繕につきましてご説明をさせていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 2件説明求めます。

まず、今回の落雷と直接関係なさそうな十文字にある設備ですか、これもやっぱり中山地区の被害と同様の落雷のための被害なのか、その原因分かっておれば教えていただきたい。

それから、現在調査中である制御部から先の発電ですか、自家発電でしたっけ、その部分は今後どのぐらいで調査かかって、この修理費もやはり共済で賄うことができるのか、お尋ねいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） 今ほど5番、猪股謙喜議員よりご質問のありました件につきましてご返答させていただきます。

まず、十文字地区にごございます防災無線拡声子局でごございますが、こちらのほうの制御部も雷による損傷でごございます。内部のほうで、制御部内の基板に損傷でごございます。これは、8月の当日、金塚山周辺と十文字日暮周辺につきまして落雷等ございました。なので、その際に損傷したものと思われまます。

発電設備のほうでごございますが、今回制御部の基板を2枚修繕するということで計上してございますが、この基板が製作するのに3か月を要します。なので、その損傷している基板を新しいものを3か月かけて作って交換してみないと、そこから先がどこが動かないかというものの調査ができませんので、3月までの工期で今発注している修繕の期間の中で分かれば、その際計上もしくは新年度に計上となるかもしれません。どちらのほうも共済対応でごございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） 7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 7番、大竹浩治です。あと1つ教えてほしいのですが、落雷によって損傷したということなのですけれども、これ無停電装置、UPSですか、それはついていないのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） 今ほどの7番、大竹浩治議員のご質問にお答えいたします。

落雷に関する避雷器、ブレーカー等は全てついてございます。ただ、今回の損傷に関しましては電気が、商用電源が落ちた後の落雷によるものとほぼ断定してございます。これはなぜかと申し上げますと、当日、機器類が全て落ちた後に、雷と雨が落ちて着いてから現地へ行った際、ブレーカーは全てオンのままで、なおかつ避雷器に関しても損傷が一切ございせんでした。どちらかといいますと、アース線のつながっているそばの機器類、プリント基板等が今回全て損傷を受けておりますので、現場から想像するに落雷に伴っての逆サージ現象ではないかというところで、業者さんなりメーカーと話をしていたところでございます。

なお、UPS装置等には損傷はございません。

以上です。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第13号 専決処分の報告について（専決第4号 令和6年度下郷町一般会

計補正予算（第7号））についての件を終わります。

日程第3 議案第24号 南会津地方環境衛生組合の解散について

○議長（湯田健二君） 日程第3、議案第24号 南会津地方環境衛生組合の解散についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） では、私のほうより議案第24号 南会津地方環境衛生組合の解散についてご説明させていただきます。

議案書の20ページをお開きください。本提出議案につきましては、令和7年4月1日より南会津地方広域市町村圏組合に編入統合することに伴い、南会津地方環境衛生組合を解散するに当たり、地方自治法第288条の規定により、構成する3町の議会における議決が必要となるものでございます。

これは、南会津地方環境衛生組合及び南会津地方広域市町村圏組合とも設立時期や目的等が異なるため、別の組織として運営しておりましたが、それに係る主な財源は構成町村からの負担金によるものであり、各町村の財政状況は年々厳しさを増しております。そのような状況を鑑み、管理者会による協議、検討の結果、令和5年11月22日開催の合同管理者会において、両組合を統合し、事務部局の一元化及び各種会議等の集約化、効率化することにより事務経費の削減を図り、構成町村への負担を軽減するとなったものでございます。

なお、令和7年4月1日をめどに南会津地方広域市町村圏組合に編入統合するものであり、共同処理に伴う事務はこれまで同様継続していくため、その内容に変更等はございません。

以上、南会津地方環境衛生組合の解散につきましてご説明をさせていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 南会津地方環境衛生組合の解散についての件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第25号 南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分について

○議長（湯田健二君） 日程第4、議案第25号 南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分についての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは、議案第25号 南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてご説明させていただきます。

議案書の21ページをお開きください。議案第25号 南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてご説明いたします。あわせて、別紙の議案第25号資料、財産処分に関する協議書を御覧ください。本提出議案につきましては、令和7年4月1日より南会津地方広域市町村圏組合に編入統合することに伴い、南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分をするに当たり、地方自治法第289条の規定により、構成する3町の議会における議決が必要となるものでございます。

これは、南会津地方環境衛生組合の全ての財産としまして、東部聖苑、東部衛生センター、東部クリーンセンター、西部環境センターの4施設分の土地約7万1,000平方メートル、建物等7施設18か所、延べ床面積約9,000平方メートル、車両等6施設分21台、財政調整基金1億7,432万4,034円を南会津地方広域市町村圏組合に帰属するものでございます。

以上、南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分につきましてご説明をさせていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第26号 南会津地方環境衛生組合同約の変更について

○議長（湯田健二君） 日程第5、議案第26号 南会津地方環境衛生組合同約の変更について

ての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは、私のほうより議案第26号についてご説明させていただきます。

議案書の22ページをお開きください。議案第26号 南会津地方環境衛生組合格約の変更についてご説明いたします。あわせて、別紙の議案第26号資料、南会津地方環境衛生組合格約の新旧対照表を御覧ください。今回の規約変更につきましては、令和7年4月1日より南会津地方広域市町村圏組合に編入統合することに伴うものでございます。変更箇所としましては、南会津地方環境衛生組合格約中、附則において「3 組合の解散があった場合においては、南会津地方広域市町村圏組合がその事務を承継する」を追加するものでございます。地方自治法の規定に基づき、南会津地方環境衛生組合格約の変更について、構成する3町の議会における議決が必要となるものでございます。

なお、附則におきまして、福島県知事許可をもって令和7年4月1日より施行となります。

以上、南会津地方環境衛生組合格約の変更につきまして説明をさせていただきました。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 南会津地方環境衛生組合格約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号 南会津地方広域市町村圏組合格約の変更について

○議長（湯田健二君） 日程第6、議案第27号 南会津地方広域市町村圏組合格約の変更についての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 24ページを御覧ください。議案第27号 南会津地方広域

市町村圏組合規約の変更についてでございますが、南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合は、これまで別の体制として運営しておりましたが、事務の効率化と構成町村にかかる負担軽減等、将来を見据えた複合的な広域行政の推進を図ることを目的に管理者会などで協議、検討を重ね、令和5年11月22日開催の合同管理者会にて、両組合の事務部局を集約することが決定されました。なお、共同処理事務は、これまで同様継続して行うものであり、その内容を変更するものではありません。

議案書25ページと別紙、議案第27号資料、南会津地方広域市町村圏組合規約の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。令和7年3月31日をもって南会津地方環境衛生組合が解散し、令和7年4月1日に南会津地方広域市町村圏組合に編入統合されることに伴い、本組合規約第3条に南会津地方環境衛生組合の共同処理する事務のごみ処理、し尿処理及び火葬運営を追加し、第5条は組合議会議員の定数を「12人」から「16人」に、その選出区分を「南会津町6人 下郷町3人 只見町2人 檜枝岐村1人」から「南会津町7人 下郷町4人 只見町3人 檜枝岐村2人」に改め、附則に南会津地方環境衛生組合の解散に関する事項を追加するため、南会津地方広域市町村圏組合の規約を変更するものであります。

議案書25ページにお戻りいただきまして、改正附則では、この規約は福島県知事の許可を得た上で、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご説明申し上げます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第28号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第7、議案第28号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） それでは、議案書の26ページを御覧ください。議案第28号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、あわせて条例改正に係る新旧対照表も一緒に御覧ください。今回の条例改正におきましては、現行の条例では大川ふるさと公園の公園内行為、イベント等の受入れが難しいところがあるため、条例を改正するものであります。また、既存の料金体系の中で、運用上見直したほうがよい箇所がありますので、併せて整備を行います。

議案書の27ページから31ページに記載しておりますが、公園内行為、イベント等に対する許可につきましては、条例第3条に新たに記載しました。

29ページの別表1では、使用期間と時間の規定と、南会津町の料金を参考にしておりまして、別表2と3で料金について規定しております。また、公園条例改正後、併せて公園条例施行規則を整備しまして、使用料減免の明確な基準を設ける予定です。町内団体が関連する事業の使用料につきましては、原則無料となるよう整備する予定でございます。

全体的な見直しとしましては、コミュニティセンターの使用時間を以前は3時間単位としておりましたが、1時間単位としまして、使用料も10円単位でしたが、100円単位としました。

アリーナの使用につきましては、使用の幅を広げるため、他自治体での体育館利用の状況から、全面単位を反面単位での使用としました。

コミュニティセンターのアリーナ以外の利用項目につきましては、準用してございました体育館条例におきまして、制定時でございます昭和40年代に、当時は各集落に集会施設等がないことから条文化しておりましたが、現在は集会施設が各集落にあることから削除いたしました。

コミュニティセンターの会議室や研修室につきましては、現状町民も料金が発生しますが、スポーツ協会加盟団体や公民館事業からの独立団体におきまして、使用料を免除する運用をしておりました。これに対しまして、他団体、商工会加盟団体とか、独立した愛好会などの団体からは不公平との声があることから、減免理由が曖昧であることなどもありまして、町内団体の運用の統一とサービス増の観点から、町民の料金を無料としました。また、暖房代を別途徴収していましたが、費用がかかるボイラーではなく空調であるため、暖房代を削除しました。

キャンプ場の使用につきましては、キャンプ場利用の幅を広げるために団体占用料金を追加しました。キャンプ場の範囲から、1日当たり、24時間ですが、30張りで、1テント当たり1,000円としまして、最大3万円としましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 野球場の使用料については、この表ではちょっと分からないですが、上がったのでしょうか、現状維持なののでしょうか、ちょっとお尋ねしたいのですが。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 5番、猪股議員の質問にお答えします。

今まで1時間が940円だったものが1時間1,000円としまして、60円値上げしております。先ほどもご説明いたしましたが、10円単位を100円単位としておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） これは、町外からの使用に関するものでありますから、直接町民には関わらない部分ですが、実際今の野球場の使われ方を見ますと、外部から合宿等での球場を利用するというものも多く見られております。それで、前からこの1,000円前後の使用料が安いのではないかと私は思っていたのですが、施設がそれぞれ、南会津とか、野球場を持っているところでは、施設自体が同一とはみなされない部分もありますけれども、他施設よりも使用料が安い感じがしたのですが、そこら辺はただ金額を丸めて1,000円というような決め方で果たしてよかったのかどうかというのが今疑問に思っているのですが、そういった金額の見直しについて、使用料自体の増額ですか、丸めるだけではなくて、もうちょっと他町村の使用料とも合わせて上げようかという話はなかったのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 5番、猪股議員の再質問にお答えします。

こちらの料金表につきましては、令和5年に消費税の関係で端数が出たということで、そのときに改正しております、今回も10円単位を100円単位にするということで改正しております。他町村の料金体系なんかも参考にしておりまして、その部分での話でございましたので、それ以上に上げるということの話はございませんでしたので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 再々質問でお願いします。

ここ、確かにすごく夏休み等で借りる団体が多いのですよね。それは、館岩のホテルに泊まって、お弁当も館岩のホテルで用意して、野球場は1,000円だから、安いから、下郷までそのホテルのバスで来て、野球場だけ使って、あと、ごみは分からないですが、トイレを使って帰っていくと。全然、1,000円しか落ちないのです。

（何事か声あり）

○5番（猪股謙喜君） そうですよ。だと思ふ。それがご存じなのかどうかを含めて私、最後にご存じかどうかだけ質問いたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 5番、猪股議員の再々質問にお答えいたします。

野球場は、1,000円は1時間当たりの利用となりますので、よろしくお願ひします。2時間、3時間となりますと、2,000円、3,000円という形となりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「すみません」の声あり）

○議長（湯田健二君） 只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 館岩の施設の関係の料金ですが、こちらにつきましてちょっと、南会津全体の話で調査したということなので、館岩の関係は存じ上げませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 承知しております。あの野球場は、バックスクリーンがないと。だから、大会には使用できない。練習試合なのです、借りるにしても。そういうことなので、料金的にはせいぜいこんなものかなと私は、他町村との比較はできませんが、そういうことでご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君、答弁漏れはございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（湯田健二君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 29号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第8号）

日程第 9 議案第 30号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 10 議案第 31号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

○議長（湯田健二君） この際、日程第8、議案第29号 令和6年度下郷町一般会計補正予

算（第8号）から日程第10、議案第31号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題といたします。

本件について議案の説明を求めます。

議案第29号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第30号につきましては健康福祉課長、湯田浩光君、議案第31号につきましては建設課長、玉川武之君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書32ページを御覧ください。議案第29号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第8号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ4,534万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億4,328万4,000円とするものであります。

別紙、議案第29号に基づいて、補正の概要について説明します。こちらの縦長のものであります。本補正につきましては、ガバメントクラウド接続及びネットワーク運用管理補助業務、令和7年度中学校教科書全面改訂に伴う教員用指導書等の購入に要する経費の計上のほか、各事業の精査による見込額及びその財源の計上など所要の補正を行い、また令和7年度予算計上を予定している事業の円滑な執行等を目的とした債務負担行為の設定を行うものでございます。

それでは、主な補正について、歳出予算から款を追ってご説明申し上げます。議案書43ページを御覧ください。2款総務費でございますが、合計で737万9,000円を増額するものであります。

8目交通対策費では、事業費の確定により地方路線バス運行委託料を110万9,000円増額計上し、40ページ下段になります。歳入におきまして、15款県支出金、市町村バス運行費県補助金を36万9,000円、41ページ中段、18款繰入金、過疎対策基金繰入金を70万円、それぞれ増額計上しております。

43ページにお戻りいただきまして、歳出の10目諸費では、令和7年11月予定の標準準拠システム移行に向けたガバメントクラウドへの接続回線及びネットワーク領域の構築等に係る委託料627万円を計上し、歳入におきまして、40ページ中段を御覧ください。14款国庫支出金、デジタル基盤改革支援補助金を歳出と同額の627万円計上しております。

また、35ページを御覧いただきまして、同事業に係る令和7年度分の早期執行のため、本補正におきまして858万7,000円を限度額とした債務負担行為を設定しております。なお、こちらの件につきましては、私の説明の後に所管課である総合政策課長がご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

歳出、43ページに戻りまして、3款民生費でございますが、合計で704万9,000円を増額するものでございます。

3目老人福祉費では、介護保険特別会計における見込額の精査による介護給付費繰出金を361万7,000円増額計上しております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、子宝祝金及び入学祝金事業の完了による予算の整理を行い、2目児童措置費におきましては、見込額の精査により保育所広域入

所委託料を502万8,000円増額計上し、40ページ上段に移りまして、歳入では、14款国庫支出金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金を234万2,000円、15款県支出金、子どものための教育・保育給付費県負担金79万4,000円をそれぞれ増額計上しております。

44ページ、歳出に戻りまして、4款衛生費でございますが、2目予防費におきまして、新型コロナウイルスワクチン定期接種に係る単価と個人負担額の決定及び接種見込み者の精査により、委託料を738万1,000円増額計上し、歳入では、40ページ中段になります。14款国庫支出金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金を747万円計上しております。

歳出にお戻りいただきまして、44ページ、6款農林水産業費でございますが、合計で1,861万円を増額するものでございます。

1目農業委員会費では、農地利用最適化推進委員の活動実績等に応じて支払う能率額報酬を166万1,000円増額計上し、40ページ最下段、歳入の、その能率額報酬等の財源として、15款県支出金、農地利用最適化交付金206万2,000円を増額計上しております。

歳出、44ページにお戻りいただきまして、次年度からの農業委員会新体制において使用するタブレット端末等に係る備品購入費142万円を計上しております。

3目農業振興費では、農用地利用集積推進事業補助金1,459万3,000円の増額計上となっております。これは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、利用権の設定が義務づけられたことによるものでございますが、今年度は水田台帳システム一元化に伴う利用権設定の徹底を図ったものでございます。

地域集積協力金につきましては、申請可能地区の増に伴い、地区に対して交付される協力金200万2,000円を増額計上し、歳入では、41ページ最上段、15款県支出金、農地集積・集約化対策事業費補助金を歳出と同額の200万2,000円計上しております。

歳出、45ページにお戻りいただきまして、8款土木費でございますが、道路維持費において、現在契約中のロータリー除雪車購入に係る町債について、過疎対策事業債から緊急自然災害防止対策事業債への振替による財源内訳の補正を行うものでございます。除雪車購入につきましては、令和5年度3月会議において契約のご議決をいただいているところでございます。しかし、その後、除雪車両製造会社における性能検査に関し不適切な行為が発覚し、その内容が当該契約にも関係するものであったことが確認されました。町といたしましては、関係先等との協議を重ね、しかるべき対応を取ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

9款消防費でございますが、非常備消防費において、南会津地方広域市町村圏組合における指令システム機能維持更新事業に係る町債について、防災対策事業債から緊急防災・減災事業債への振替による財源内訳の補正を行うものでございます。

10款教育費でございますが、合計で552万8,000円を増額するものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費では、電気料等の見込額の精査により光熱水費を190万2,000円増額し、46ページ、3項中学校費、2目教育振興費では、令和7年度中学校教科書全面改訂に伴う教員用指導書等の購入に係る消耗品費331万7,000円を計上しております。

す。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため予備費を減額し、調整をしております。

次に、歳入予算のうち、これまでご説明申し上げた項目以外の主なものについてご説明申し上げます。41ページを御覧ください。17款寄附金でございますが、去る10月10日に芦ノ原区、渡部善正氏より10万円の寄附をいただいたことから、同額を計上するものでございます。

20款諸収入でございますが、総務文教及び産業厚生常任委員会でご説明申し上げました下郷町土地改良区の解散に伴う残余金の見込額90万円を計上するものでございます。

また、35ページ、債務負担行為でございますが、令和7年度の公共施設等浄化槽維持管理業務の円滑な執行のため、1,443万円を限度額として設定するものでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で説明を終了します。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまご説明のありました議案第29号のうち、ガバメントクラウド接続及びネットワーク運用管理補助業務につきまして、追加でご説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

資料になりますが、別紙の議案第29号資料と議案書43ページを併せて御覧いただきたいと思ひます。別紙のほうの資料はA4、1枚の両面刷り、カラーのものになっております。右上に議案第29号資料というふうに記載がなっております。まず、別紙資料のほうを御覧いただきたいと思ひます。1番の内容でございますが、令和3年9月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行されまして、全国の地方公共団体の業務システムを令和7年11月までに、国が定める標準化基準に適合させるよう義務づけられております。これに伴いまして、令和7年度に予定しております標準化基準適合作業の事前準備といたしまして、国の情報システムであるガバメントクラウドへの接続及びネットワークの構築について、令和6年度、令和7年度にかけまして整備を行うものでございます。

次に、2番の対象業務のほうを御覧いただきたいと思ひます。標準化基準への適合が義務づけられました業務を記載してございます。住民基本台帳以下20の業務について対象になるものでございますが、本町では生活保護、児童扶養手当の2つの業務につきましては、システムを利用する業務は行っておりませんので、実質それ以外の18の業務が対象となるものでございます。

次に、3番の標準化イメージを御覧いただきたいと思ひます。こちらは、標準化基準への適合の前後を比較したイメージになりますが、上段の標準化前では、各自治体がそれぞれの仕様に応じてカスタマイズされたシステムを利用しているのに対しまして、下段の標準化後では、国の標準化基準に基づくシステムを利用することにより、カスタマイズが不要となっております。今回の標準化基準への適合により、システム調達や運用の負担軽減による人的労力の軽減、経済性やセキュリティーを担保された業務システムを運用することで、コスト削減につながるなどが期待されております。

次に、資料裏面を御覧いただきたいと思ひます。裏面には、4番、庁舎内イメージに

なりますが、こちらは本町の庁舎内システムの標準化基準適合後のイメージを記載して
ございます。現在、庁舎内では3系統のシステムを構築しておりますが、今回対象にな
るのが一番右側、基幹系システムになります。当該システムに対しまして、ガバメント
クラウドの接続及びネットワークの構築について整備を行うものでございます。

次に、5番の事業費でございますが、本事業の財源につきましては全額国庫補助金と
なりますが、補助金の制約から令和6年度、令和7年度に2か年にわたって実施予定と
しております。今回ご審議いただきます令和6年度補正予算につきましては、627万円を
計上しております。令和7年度実施分につきましては、令和7年度当初予算に858万
7,000円を別途計上する予定としておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。
また、本事業につきましては、標準化基準への適合作業に係る事前準備になりまして、
本体部分である標準化基準への適合作業そのものに係る予算につきましては、今回の予
算とは別に令和7年度当初予算のほうに別途計上する予定としておりますので、ご承知
おきいただきたいと思います。

次に、6番の今後の予定になりますが、令和7年3月より整備を開始いたしまして、
令和7年7月までに整備を完了、接続テストを経まして、標準化基準に適合したシステ
ムの運用開始予定を令和7年11月としております。

以上、ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理補助業務につきましてご説明を
申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） それでは、議案書48ページを御覧ください。議案第30号 令
和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,083万9,000円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億766万3,000円とするものでございます。

49ページから53ページまでは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

初めに、歳出についてご説明申し上げます。議案書の55ページをお開き願います。2
款保険給付費、1目居宅介護サービス給付費及び5目施設介護サービス給付費並びに9
目居宅介護サービス計画給付費につきましては、今年度の実績によりまして、給付額の
増加や介護度の重症化などにより今後の急増が見込まれるため、2,894万4,000円を増額
計上するものでございます。

次に、10款予備費につきましては、財源調整のため810万5,000円を減額計上するもの
でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。議案書54ページを御覧ください。初
めに、3款国庫支出金、1目介護給付費負担金につきましては、先ほど歳出でご説明し
ました居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付
費の増額計上に伴い、国庫負担金495万4,000円を増額計上するものでございます。

同様に、4款支払基金交付金で781万5,000円、5款県支出金で445万3,000円、さらに
7款繰入金、1目介護給付費繰入金361万7,000円につきましても、先ほど国庫支出金で
ご説明申し上げます介護サービス等諸費の増額計上に伴い、それぞれ増額計上するも

のでございます。

以上、議案第30号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） それでは、議案第31号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

別冊の補正予算書を御覧いただきたいと思います。本補正につきましては、先ほどの議案第29号の一般会計補正予算の中でもご説明ありましたとおり、事業の円滑な執行を図るため、令和7年度の大内地区の農業集落排水処理施設の維持管理業務につきまして、限度額406万1,000円の債務負担行為を設定するものでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 7番、大竹浩治でございます。まず、44ページの農業委員会費の中でちょっと教えてほしいのですけれども、この備品購入費142万円で、一般備品でタブレット端末を導入するというので、私は大変いいなと思ひまして、ちなみにこのタブレット端末の導入台数と、あと農業委員会におきましてのメリット、本当にこれを導入することによって農業委員会としてはどのようなメリットがあつて、その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農業委員会事務局長、大竹浩二君。

○農業委員会事務局長（大竹浩二君） ただいまの7番、大竹浩治議員からの質問にお答えいたします。

議案書44ページの農業委員会費、17節備品購入費の142万円、一般備品ですが、タブレット購入ということで、台数につきましては今回13台を予定してございます。令和5年度において既に17台を導入しておりまして、9月の議会におきまして条例改正で農地利用最適化推進委員が2名増員ということをご議決いただきまして、2人増えました。その分の2台とプラスで、農地利用最適化推進委員には全員に1人1台ということになるわけですが、農業委員につきましても次年度から現地調査等を行つていくということで、農業委員の分も合わせまして11台、合計13台を今回予定してございます。

メリットということでございますが、もともとこの農地利用最適化推進委員、それから農業委員につきましては、農地法、それから農業委員会等に関する法律の両法律に基づきまして、毎年農地1筆ごとの現地調査を行わなければならなくなつております。その際、昨年度、令和5年度から農林水産省のほうで地図システムのほうを立ち上げまして、その電子システムにより調査を行い、その調査結果も電子システムのほうに現地へ入力していくというような仕組みになってございます。ですから、メリットというよりは必須、これがないと調査ができないというような形になってございます。その調査結

果につきましては、農地台帳のほうに全て反映されることになりまして、令和6年度からの制度改正によりまして、農地台帳だけでなく、農林課で使用する水田台帳であったり、中山間地直接支払交付金事業ですとか、多面的支払交付金事業、その他農林水産省関係全てのほうに結果が反映されるといった仕組みとなっております。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

ほかにご質問ありませんか。

○7番（大竹浩治君） ありがとうございます。なおこういう端末、有効利用していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） ガバメントクラウドの件で質問させていただきます。

そもそもこの20業務のうち、2業務は下郷では必要ないということで、その他の業務でこれが導入されるということですよ。これで、このX社、Y社のそれぞれの機械の間にこのシステムを通すことによって、このシステムで機械が変わっても運用できるというシステムに見受けられますけれども、このシステムをつくった会社等は分かれば教えていただきたいのと、昔銀行が合併のときにまるっきりシステム違うコンピューターというか、スーパーコンピューターをつなげて、業務が滞って、大変な事態で混乱したことを覚えております。今回は、そういうことはないと思うのですが、一応もしこのシステムを開発した会社名ご存じであれば、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいま5番、猪股議員のガバメントクラウドに関してのご質問でございますが、第29号別紙の資料のほうにございますX社、Y社というふうな例えのお話でございましたが、今回はガバメントクラウドに接続するのは、現在契約しておりますTKCというようなベンダーのほうの仕様に基づいて、ガバメントクラウドのほうを利用させていただいております。これが他社、例えば前回のベンダーでありますラック、あるいはFICというふうな業者になりますと、それぞれの業者の都合で自社サーバーで運用したり、今回のようなガバメントクラウドというふうな、サーバーの大きいものになりますが、を使ったりというふうな、今現在契約しているベンダーによってその仕様が変わってくるというような中身になります。今回予算化させていただいている部分につきましては、そのガバメントクラウドに接続する費用と、ガバメントクラウド内に下郷町の領域を分けてもらうというふうな部分について経費が必要になるものですから、そちらのほうの予算化というふうな形になっております。

銀行が統合した際の混乱が生じたというふうな部分でございますが、今回接続するのが国のほうで整備しましたクラウド、ガバメントクラウドのほうに接続をさせていただく都合上、ないとは言いきれない部分ではあるのですが、できるだけそういった部分も町としてのチェックを働かせまして、一般の町民の方にご不便をおかけしないような形で努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） システムの統合について、主な説明ありがとうございます。TKCは、確かに会計ソフトを中心に下郷町庁舎でも利用されていることは知っておりますが、このシステム自体が、そういったラックとかTKCがもう入っている自治体もあって、このシステムの中に下郷は、手数料というか、委託して参入させてもらうという説明の理解でよろしいのか。

それと、必ずこういった部分では、マイナンバーカードに当初予定されなかったものをいろいろひもづけて、混乱が生じたということもつい近年ありましたのですが、必ずそういったもの、たとえ町が責任なくても、国とシステム会社の責任になるとしても、やはりそういった読み込み、出力作業によって戸籍とか健康管理、介護保険とかが使えない事態にも対応できるような体制を取って、運営の用意ですか、やっぱり危機管理も自分のところでもできるだけやっておかなければならないのかなとは思うのですけれども、そういった部分、今から想定していろいろ検討する予定があるかどうかだけお聞きいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの5番、猪股議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、TKCに関する部分でございますが、今回の標準化に関しましては、標準化というふうな作業につきましては必須、全国の1,700の自治体が全て必須という形になりまして、ガバメントクラウドへの接続は必須ではありません。なので、それぞれのベンダーが置かれている状況によって最適なもの、費用ですとか、そういった部分で検討した結果、TKCに関してはガバメントクラウドというようなものを、自社サーバーではなくガバメントクラウドを利用したほうがいいでしょうというふうな判断に至っております。

2点目の混乱した際の体制につきましては、十分そういったことのないように町のほうで体制を整えたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） ちょっと分からないので、教えてもらいたいのですけれども、今言っていたガバメントクラウドシステムの中の対象業務に生活保護と児童手当が何で、今までもシステムを使っていなかったからとさっき言ったのか、ちょっとその詳しいところを教えていただきたいです。

そして、もう一つは44ページの雇用促進対策事業費で、野外活動施設遊具新設工事、これ多分養鱒公園の遊具だったと思うのですけれども、こちら所管事務でも見てきたのですけれども、コトブキではなかったのですけれども、コトブキは入札とか入っていたのですかというのと、それ1点と、あとこの除雪機が性能検査に不備があって、除雪機メーカー側の不備なので、こちらって違約金とかというのは発生するのでしょうかという3点お願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） それでは、8番、星和志議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のガバメントクラウドの対象業務の対象でない2業務についてのお話だったかと思いますが、まず生活保護と児童扶養手当、その業務をやっていないわけではなく、システムの利用がされていないというふうな意味になりまして、生活保護、児童扶養手当ともに、受給者と県の真ん中に町が入りまして、その受付、申請ですとか、各種手続を行っているものになりますので、システムの利用がないというようなことでご理解をいただきたいと思います。

2点目の遊具に関しましては、設置のほうにつきましては5者で入札を行いまして、今ほどお話のありました業者は5者指名の中には入っておりません。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの指名業者の中身でございますが、申し訳ございません。先ほどお話のありました業者につきましては、遊具の製造のほうを行う事業者で、設置のほうの指名願のほうを出されていないのではないかとというふうなちょっと話がございまして、推測のお話で大変申し訳ないのですが、先ほどの入札の状況、5者の中には入っておりません。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまの8番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

ロータリー除雪車の違約金という表現ございましたが、に関してですが、若干ご説明させていただきたいと思います。本件につきましては、ロータリー除雪車を作っているメーカーさんにおきまして一部不適切な行為がありまして、納期が遅れる旨のご連絡が今のところあります。その内容でございますが、若干申し上げたいと思います。ロータリー除雪車の最大除雪能力を測定する試験におきまして、除雪能力の向上を意図し、除雪車に搭載する除雪装置の変更を行った上で除雪性能試験を実施していたということが判明した旨の内容でございます。

納入予定車両につきましては、除雪性能試験に用いられた部品とは別の部品が用いら

れて試験を受けていたというような内容でございまして、カタログ値より除雪量が下回るのではないかとというふうに今想定されているというような内容でございまして。そのため、改めて除雪試験が必要になってまいります。この除雪試験につきましては、雪の大きく降った状態で、簡単に言うと真冬の状態の中で除雪試験を受ける予定になっておりまして、実は12月の19日に予定しておりますが、これは業者さんからの予定というふうにお聞きしましたけれども、今のところまだめどが立っていない状況でございまして。したがって、納期が1月31日となっておりますが、当然納車に当たりましては無償に部品を交換し、適切な車両にして納品いただくというような内容でございまして、それにつきましては若干納期が遅れるのではないかとというふうな状況でございまして。

なお、契約上の話になりますが、納期が遅れば、いわゆる遅延延滞金というものが発生する契約の中身になっておりますので、そこは今業者さんと詳細について協議させていただいているというような内容でございまして、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 除雪機については承知しました。

このガバメントクラウドの2業務は、将来的にこれ国の標準基準のシステムと一緒にしてしまったほうが楽ではないのでしょうかという、ただ疑問点です。

あとそれと……

○議長（湯田健二君） 質問は簡潔にお願いします。

○8番（星和志君） 簡潔ではなかったですか、今。

もう一つが、指名業者5者入っていたということで、この設置業者も町内にいたと思うのですが、その業者は入っていなかったのですか。

（何事か声あり）

○8番（星和志君） ちょっと待ってください。これ、せっかくこの下郷町に工場を置いてくれている会社なのに、何か優遇措置してもいいぐらいのあれなのにとのことです。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 指名の関係をちょっと総合政策課長の説明に付け加えます。

遊具設置については、土木建築業を持っている方があれなのです。以前直接出したら、それが指摘を受けた例が、和志議員だったかな。そういうことだから、指名業者は建築土木業を持った業者でないと指名できないということになっています、遊具設置について。ご了解ください。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ガバメントクラウドに関連してのご質問、8番、星和志議員から頂戴いたしました、対象外の生活保護、児童扶養手当に関して一括して標準化してはどうかというふうなお話でございましたが、現状、児童扶養手当と生活保護の業務につきましては県が行っておりますので、それを県内各市町村で実施する予定、今のところありませんので、この2業務を加えてしまいますと、かえってコスト高というふう

なことも考えられますので、当初の予定にない部分についてはできるだけ省いて、コストダウンというようなことを考えたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れありませんか。失礼しました。

○8番（星和志君） 建築土木業、土木が入っていないと指名入札には入れないということなのでしょう。このコトブキの設置業者、多分下郷町にもいて、そこは多分建築業だけだったので入れなかったのか、それとも入っていたのか分からないですけども、どちらにしろコトブキという大きな会社が下郷町に工場を置いてくれているということがありますので、今後いなくなれば雇用関係もどんどん減ってってしまうので、その懸念で質問しました。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 十分承知しております。ですから、そこで指名を受けた業者が落札した場合は、そうした会社から現物を仕入れて、この土木工事で今度はそれをつけるということだから、指名の参加願には恐らく……

（何事か声あり）

○町長（星學君） 土木だそうです。建築は入らないそうです。土木関係の業種でないと、遊具の設置はできない。ですから、遊具そのものの納入は落札した業者が決めることだから、それはちょっと私のほうで指示することまではできないと思うのです。指名委員会でも指示することはできないと、そういうことですので、よくご了解ください。

○議長（湯田健二君） いいですか。答弁漏れありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 9番、星邦一です。1つだけお伺いします。

44ページの農業振興費、その他の報酬で鳥獣害対策の報酬なのですが、分かる範囲でいいですが、現在どのくらいの捕獲があったかどうか。それと、多分11月15日から狩猟解禁になるので、多分まだ増えると思うのですが、今現在どのくらいあるか、ちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（湯田健二君） 答弁求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長（猪股朋弘君） 今9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

現在つかんでいる数字が12月11日現在なのですが、4有害鳥獣ということで捕獲状況をお知らせいたします。ニホンジカにつきましてが175頭、イノシシが37頭、ニホンザルが28頭、ツキノワグマ28頭、合計で268頭でございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第29号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第8号）の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第30号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第31号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ただいまより休憩します。（午前11時27分）

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午前11時35分）

日程第11 議員提出議案第3号 下郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第11、議員提出議案第3号 下郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。
お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第3号 下郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で上程されました議案は全部終了いたしました。

日程の追加

○議長（湯田健二君） お諮りします。

町長より追加議案が提出され、皆さんのお手元に配付しております。さきに開催されました議会運営委員会におきまして、上程された議案審議終了後、直ちに日程に追加し、議題とする旨の協議がなされ、了承されております。したがって、町長提案理由の説明の件、議案第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について、議案第33号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について、議案第34号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について、議案第35号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第9号）、議案第36号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第37号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第38号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第2号）、議案第39号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）の件を直ちに日程に追加し、議題といたします。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 追加日程第1、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、追加議案提案理由を説明いたします。

ただいま本会議にご提案申し上げました全議案について、議員各位のご理解を賜り、原案のとおりご議決いただきまして、厚く御礼申し上げます。皆様にはお疲れのところ、追加で提出いたします8件の追加議案について説明を申し上げます。

議案第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与について改定をお願いするものであります。

改正の概要でございますが、給与表につきましては、民間給与との格差2.8%を埋めるため、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引き上げ、また期末、勤勉手当につきましては、民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.15月分引き上げ、期末手当に0.05月、勤勉手当に0.1月分を配分し、寒冷地手当についても支給月額を11.3%引き上げるものであります。

議案第33号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、期末手当の年間支給割合を0.1月分引き上げるものであります。

議案第34号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議案第33号と同様に、町長、副町長及び教育長の期末手当の年間支給割合の改正をお願いするものであります。

議案第35号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、給与改定に係る人件費の増額分3,845万1,000円を計上し、予備費により調整するものであります。歳入歳出予算の総額に変更はございません。

議案第36号から議案第39号までの4議案につきましても、議案第35号と同様、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与について改定に伴う補正予算の計上でございます。

議案第36号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ104万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億5,691万4,000円とするものであります。

議案第37号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ100万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億866万7,000円とするものであります。

議案第38号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的収入及び収益的支出において、それぞれ78万6,000円を増額補正するものであります。

議案第39号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、収益的収入及び収益的支出において、それぞれ55万2,000円を増額補正するものであります。

以上、本会議にご提案いたしました追加議案についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

追加日程第2 議案第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 追加日程第2、議案第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書1ページをお開きください。議案第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じまして、職員の給与について改定をお願いするものであります。

改正の概要でございますが、給与表につきましては、民間給与との格差2.80%を埋めるため、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引き上げ、期末、勤勉手当においては、民間の支給状況を踏まえ、年間支給月額を0.15月分引き上げ、期末手当に0.05月、勤勉手当に0.10月分配分し、寒冷地手当においては、支給月額を11.3%引き上げるものであります。

新旧対照表1ページをお開きいただきたいと思っております。第19条、期末手当でございますが、第19条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る支給割合を改正するもので、「100分の122.5」を「100分の125.0」に改めるものです。これにより、年間支給月額は100分の245から100分の250となり、0.05月分引き上げられることとなります。

第3項であります。定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当支給割合を改正するもので、「100分の68.75」を「100分の70」に改めるものであります。これにより、年間の支給割合は100分の137.5から100分の140となり、0.025月分引き上げられることとなります。

続いて、第20条、勤勉手当でございますが、第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給割合を改正するもので、「100分の100」を「100分の105」に改めるものです。これにより、年間の支給月額は100分の200から100分の210となり、0.10月分引き上げられることとなります。

第2項第2号であります。定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合を改正するもので、「100分の48.75」を「100分の50」に改めるものであります。これにより、年間の支給割合は100分の97.5から100分の100となり、0.025月分引き上げられることとなります。

次に、第21条、寒冷地手当でございますが、新旧対照表2ページをお開きいただきたいと思っております。世帯主である職員で扶養親族のある職員は「17,800円」を「19,800円」

に、その他の世帯主である職員については「10,200円」を「11,400円」に、その他の職員については「7,360円」を「8,200円」に改め、支給月額をそれぞれ11.3%引き上げるものでございます。

新旧対照表の3ページから4ページとなりますが、別表第1、給与表を改定するもので、今回は全ての給与月額が改正となります。引上げ額は、1級1号で2万1,400円、6級89号は4,400円と、若年層に重点を置いたものとなります。

議案書の2ページにお戻りいただきまして、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第19条、第20条、第21条及び別表第1につきまして、今ほどご説明した内容で改め、附則でございますが、第1項では施行期日を、一部を改正する条例は公布の日から施行するものとするものであります。さらに、第19条第2項、第3項及び第20条第2項の改正規定につきまして、令和7年4月1日からの施行となるものであります。

附則第2項は、この条例の規定は、前項ただし書に規定する改正規定を除くものにつきましては、令和6年4月1日から適用するものとしてあります。

附則第3項では、令和6年12月期における期末手当の特例措置を定めるもので、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、「100分の125.5」とあるのは「100分の127.5」、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、「100分の68.75」とあるのは「100分の71.25」とし、支給割合を引き上げるものです。

附則第4項では、令和6年12月期における勤勉手当の特例措置を定めるもので、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について「100分の100」とあるのは「100分の110」、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、「100分の48.75」とあるのは「100分の51.25」とし、支給割合を引き上げるものです。

附則第5項、第6項につきましては、内払い規定、委任規定を定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力よろしく
お願いいたします。

追加日程第3 議案第33号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 追加日程第3、議案第33号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費
用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書6ページをお開きください。議案第33号 議会議
員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定につ
いてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じまして、期末手当の年間
支給割合を0.10月分引き上げるものでございます。

新旧対照表の5ページをお開きいただきたいと思えます。第5条第2項、期末手当の
支給割合でございますが、「100分の167.5」を「100分の172.5」に改めるものです。こ
れにより、年間の支給月額が100分の335から100分の345となり、0.10月分引き上げられ
ることとなります。

議案書にお戻りいただきまして、7ページをお開きください。議会議員の議員報酬、
期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第5条第2
項につきまして、今ほどご説明した内容で改め、附則でございますが、第13項では令和
6年12月に支給する期末手当の特例措置を定めるもので、「100分の172.5」とあるもの
を「100分の177.5」とするもので、0.10月分支給割合を引き上げる特例措置を規定する
ものであります。

改正附則では、第1項、施行期日日としまして、一部を改正する条例は公布の日から
施行し、附則第13項、令和6年12月期における期末手当に関する特例措置の規定は、令
和6年12月1日から適用するものでございます。

附則第2項では、期末手当の内払い規定を定めるものでございます。

以上、説明を終わりました。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第34号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(湯田健二君) 追加日程第4、議案第34号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) 議案書8ページでございます。議案第34号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、今ほどご説明申し上げた内容で、第4条中支給割合を改め、附則に第13項としまして令和6年12月期における期末手当に関する特例措置を加え、改正附則では、施行期日等としまして、一部を改正する条例は公布の日から施行し、附則第13項、令和6年12月期における期末手当に関する特例措置の規定は、令和6年12月1日から適用するものとするものであります。

附則第2項では、期末手当の内払い規定を定めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長(湯田健二君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第35号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第9号)

追加日程第6 議案第36号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3

号)

- 追加日程第7 議案第37号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)
追加日程第8 議案第38号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
追加日程第9 議案第39号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)

○議長(湯田健二君) この際、追加日程第5、議案第35号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第9号)から追加日程第9、議案第39号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)までの5件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第30号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第36号につきましては町民課長、星敦史君、議案第37号につきましては健康福祉課長、湯田浩光君、議案第38号及び第39号につきましては建設課長、玉川武之君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) 10ページを御覧ください。議案第35号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第9号)についてでございますが、給与改定に係る人件費の増額分3,845万1,000円を計上し、予備費により調整するものであり、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

15ページからの歳出科目において、給与改定に係る人件費等が計上されております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(湯田健二君) 町民課長、星敦史君。

○町民課長(星敦史君) それでは、私より議案第36号についてご説明させていただきます。

議案書の28ページをお開きください。令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ104万7,000円を追加し、歳入歳出とも7億5,691万4,000円とするものでございます。

29ページから33ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

34ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金におきまして104万7,000円を人件費繰入金として増額し、8,827万2,000円とするものでございます。

続きまして、35ページを御覧ください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料及び職員手当等におきまして、給料を54万9,000円、職員手当等を49万8,000円、合計104万7,000円を増額し、一般管理費の総額を3,597万4,000円とするものでございます。これは、先ほどよりご説明のありましたとおり、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、人件費を計上するものでございます。

以上、令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の内容でございますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 議案書36ページを御覧ください。議案第37号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億866万7,000円とするものでございます。

37ページから41ページまでは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

歳出のほうから説明させていただきます。43ページをお開きください。1款総務費から44ページの7款地域包括支援センター事業費まで、それぞれ今回の給与改定に係る人件費の増額計上でございます。

次に、10款予備費でございますが、財源調整のため5万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、42ページのほうをお開き願います。3款国庫支出金から7款繰入金まで、先ほど歳出でご説明申し上げましたとおり、給与改定に係る人件費を増額計上したことに伴い、予算の整理を行うものでございます。

以上、議案第37号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたしました。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） それでは、議案第38号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

別添の資料を御覧いただきたいと思えます。なお、今回の補正は、先ほどまで説明ありましたとおり、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与改定に伴う職員給与費の補正でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、別冊の議案第38号の表紙を御覧ください。表紙につきましては、今回の補正の総括に当たる部分でございます。表の収益的収入の補正におきまして、第1款簡易水道事業収益の第2項営業外収益に78万6,000円増額補正いたしまして、第1款簡易水道事業収益の合計を2億6,456万9,000円に、第2項営業外収益を1億5,651万9,000円にそれぞれ増額するものでございます。

また、下の収益的支出の補正におきまして、第1款簡易水道事業費用の第1項営業費用に78万6,000円増額補正いたしまして、第1款簡易水道事業費用の合計を1億9,236万5,000円に、第1項営業費用を1億6,701万7,000円に増額するものでございます。

それでは、具体的な内容といたしまして、3ページの補正予算明細書を御覧いただきたいと思えます。収益的収入及び支出の収入におきまして、1款簡易水道事業収益の2項営業外収益、2目他会計補助金におきまして、一般会計補助金78万6,000円を給与改定に伴う事業運営補助金の増といたしまして増額するものでございます。

また、次のページの支出、1款簡易水道事業費用、1項営業費用、3目総係費におきまして、給与改定に伴う増といたしまして、給料28万5,000円、各種手当計33万9,000円、法定福利費16万2,000円の合わせて78万6,000円を増額するものでございます。

なお、5ページ以降の予定キャッシュ・フロー及び予定貸借対照表につきましては、

本補正に関わる経費の移動におきまして予定額を調整しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第39号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明させていただきます。なお、今回の補正につきましても簡易水道事業と同様に、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与改定に伴う職員給与費の補正でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、別冊の議案第39号の表紙を御覧いただきたいと思います。こちらも今回補正の総括に当たる部分でございます。表の収益的収入の補正におきまして、第1款農業集落排水事業収益の第2項営業外収益に55万2,000円増額補正いたしまして、第1款農業集落排水事業収益の合計を3,695万8,000円に、第2項営業外収益を2,935万7,000円にそれぞれ増額するものでございます。

また、下の収益的支出の補正におきまして、第1款農業集落排水事業費用の第1項営業費用に49万9,000円、第3項特別損失に5万3,000円の合計55万2,000円をそれぞれ増額補正いたしまして、第1款農業集落排水事業費用の合計を3,366万4,000円に、第1項営業費用を2,998万6,000円に、第3項特別損失を138万4,000円にそれぞれ増額するものでございます。

それでは、具体的な内容といたしまして、3ページの補正予算明細書を御覧いただきたいと思います。収益的収入及び支出の収入におきまして、1款農業集落排水事業収益の2項営業外収益、2目他会計補助金におきまして、一般会計補助金55万2,000円を給与改定に伴う事業運営補助金の増といたしまして増額するものでございます。

また、次のページの支出、1款農業集落排水事業費用、1項営業費用の3目総係費におきまして、給与改定に伴う増といたしまして、給料21万4,000円、各種手当計12万8,000円、法定福利費15万7,000円の合わせて49万9,000円を増額するものでございます。

さらに、その下の3項特別損失の5目その他特別損失におきまして、過年度賞与引当金5万3,000円を給与改定に伴う増として増額するものでございます。

こちらと同じく5ページ以降の予定キャッシュ・フロー及び予定貸借対照表につきましては、本補正に係る経費の移動をしておりますので、予定額を調整しているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第9号）の件を採決しま

す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

これから議案第38号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で令和6年度下郷町議会12月会議の日程は全部終了しました。

これにて散会します。(午後 0時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員